

令和3年災害検証報告書（案）

令和4年 月
全国知事会 危機管理・防災特別委員会

目次

- 大規模災害対応の事後検証報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 令和3年8月9日からの大雨災害【青森県】・・・・・・・・・・・・ 11
課題：リエゾン派遣の基準・タイミング及び地方支部機能の強化
- 令和3年2月13日震度6強及び2月15日大雨暴風警報【福島県】・・・・ 15
課題：令和元年東日本台風の検証を踏まえた災害対応
- 令和3年1月7日からの大雪【新潟県】・・・・・・・・・・・・・・ 17
課題：短期集中的な降雪への対応等について
- 足利市西宮町地内林野火災【栃木県】・・・・・・・・・・・・・・ 27
課題：空中消火活動時における無人航空機（ドローン等）の規制について
- 熱海市伊豆山地区土石流災害【静岡県】・・・・・・・・・・・・・・ 29
課題：安否不明者の氏名公表
- 熱海市伊豆山地区土石流災害【静岡県】・・・・・・・・・・・・・・ 47
課題：物資等支援
- 令和3年8月大雨【長野県】・・・・・・・・・・・・・・ 49
課題：被災者生活再建支援
- 令和3年9月大雨【長野県】・・・・・・・・・・・・・・ 51
課題：被災者生活再建支援
- 令和3年1月大雪【富山県】・・・・・・・・・・・・・・ 53
課題：大雪被害にかかる情報等の収集と発信強化等
- 令和3年1月大雪【福井県】・・・・・・・・・・・・・・ 55
課題：住民への広報と道路除雪
- 令和3年7月初旬から8月中旬にかけての連続した大雨、台風
による災害【島根県】・・・・・・・・・・・・・・ 59
課題：災害時の情報
- 令和3年8月11日からの大雨【広島県】・・・・・・・・・・・・・・ 63
課題：県と市町の危機管理体制の充実強化
- 令和3年7月・8月豪雨【広島県】・・・・・・・・・・・・・・ 67
課題：激甚化・頻発化する水害への対応
- 令和3年8月豪雨災害【広島県】・・・・・・・・・・・・・・ 71
課題：山地災害の調査・報告について
- 令和3年8月大雨【福岡県】・・・・・・・・・・・・・・ 73
課題：災害リスクに備えた農業用ハウスの広域移転

- 令和3年8月豪雨【佐賀県】・・・・・・・・・・・・・・・・75
課題：内水氾濫への対策
- 令和3年8月11日からの大雨【長崎県】・・・・・・・・81
課題：被害情報の収集、発信
- 令和3年9月16日からの大雨【宮崎県】・・・・・・・・85
課題：被災市町村等との情報の共有及び連携
- 令和3年7月大雨について【鹿児島県】・・・・・・・・89
課題：避難情報の発令について
- 令和3年7月9日からの大雨について【鹿児島県】・・・93
課題：激甚化する水害・土砂災害への対応

令和3年大規模災害対応の事後検証報告書

全国知事会 危機管理・防災特別委員会では、平成30年に発生した西日本豪雨、北海道胆振東部地震を契機に、被災都道府県の協力の下で、当該年度の災害対応の検証結果をとりまとめ、国への提言活動を行ってきた。

令和3年においても、7月には線状降水帯を伴う活発な梅雨前線が停滞したことにより、全国各地で土砂災害や河川の氾濫などにより、多数の人的被害や物的被害が発生した。特に、静岡県では大規模な土石流の発生により、甚大な被害が発生している。8月にも台風第9号及び第10号、また、東日本から西日本にかけての広範囲で長期間の大雨に見舞われ、大きな被害が発生した。

8月11日からの大雨においても、線状降水帯を伴う活発な前線が長期間にわたって停滞したことにより、全国各地で土砂災害や河川の氾濫などが発生し、大雨特別警報が発表された広島県、福岡県、佐賀県、長崎県をはじめ、計20府県に多数の人的被害や物的被害をもたらした。さらに、昨年から引き続きコロナ禍における感染症と自然災害との複合災害という課題にも直面した。

危防特では、令和3年に発生した風水害で大きな被害を受けた被災県の協力を得て、事後検証を行った。また、その他の都道府県から、災害対応の準備活動等を通じて得た意見や要望等についても調査を行った。本報告書は、その概要をまとめたものである。被災都県の協力に感謝するとともに、本検証結果に基づく提言をとりまとめ、国への要請を行うとともに、検証で得られた教訓や課題を踏まえ、いつ起きてもおかしくない大規模災害への備えの一助としたい。

1 被災県から提出があった事項

令和3年に発生した災害への対応にあたった県から、検証結果の報告があった。

- リエゾン派遣の基準・タイミング及び地方支部機能の強化【青森県】
- 令和元年東日本台風の検証を踏まえた災害対応【福島県】
- 短期集中的な降雪への対応等について【新潟県】
- 空中消火活動時における無人航空機（ドローン等）の規制について【栃木県】
- 安否不明者の氏名公表【静岡県】
- 物資等支援【静岡県】
- 被災者生活再建支援【長野県】
- 被災者生活再建支援【長野県】
- 大雪被害にかかる情報等の収集と発信強化等【富山県】
- 住民への広報と道路除雪【福井県】
- 災害時の情報共有【島根県】
- 県と市町の危機管理体制の充実強化【広島県】
- 激甚化・頻発化する水害への対応【広島県】
- 山地災害の調査・報告について【広島県】
- 災害リスクに備えた農業用ハウスの広域移転【福岡県】

- 内水氾濫への対策【佐賀県】
- 被害情報の収集、発信【長崎県】
- 被災市町村等との情報の共有及び連携【宮崎県】
- 避難情報の発令について【鹿児島県】
- 激甚化する水害・土砂災害への対応【鹿児島県】

上記以外の都道府県からも、災害対応力強化に向けた課題と国への要望事項について、多数の意見の提出があった。

2 災害対応に関わる課題と各都道府県で共有すべき事項

各都道府県から、災害対応や準備活動を通じて、課題と考える事項、都道府県間で共有すべき事項として、次のような意見があった。

○ 被災者支援

- ・県をまたぐような広域的災害が発生し、住家被害が同程度の場合でも、被災市町村間で救助法の適用にばらつき・不均衡が生じているケースがある。(宮城県)
- ・被災者生活再建支援法による救済が被災者に平等に行われるよう見直す必要がある。(栃木県)
- ・DMA Tの保健医療調整本部内での活動経費について、災害救助法に基づく国庫負担を求めたが、本部活動のみの場合は国庫負担の対象外である旨の指摘がなされた。(福岡県)
- ・複数自治体が被災した場合、被災者生活再建支援法の対象区域の適用基準次第で、被災者間に不均衡が生じる事例があるため、対象区域の適用を見直す必要があると考える。(山形県)
- ・中規模半壊までを対象とする法改正がなされたが、災害により大きな被害を受けた地域における住宅再建は、地域コミュニティの維持・再生を図る上でも大変重要である。(石川県)

○ 避難対策

- ・厳冬期の避難所運営は、行政のみの対応では困難であることから、自主防災組織関係者や地域企業・住民も主体となった対応が求められるため、訓練や研修が多く地域で自主的に展開されるよう取り組んでいく必要がある。(北海道)
- ・避難所開設情報等の適切な発信を行うためには、市町村の防災情報システムの重要性に対する理解促進と職員のシステム操作習熟に向けた取り組みが必要である。(北海道)
- ・コロナ禍における避難対策は、普及啓発や多様な避難先の確保など、自治体の負担が大きい。(長野県)
- ・避難所における感染対策促進や大規模災害発生時には災害救助事務費が膨らむため、災害救助基金の対象を拡充する必要がある(栃木県)
- ・住民が災害リスクを我が事として捉え、避難行動にとるためには、適時適切な区域に避難指示を発令する必要がある。(岐阜県)
- ・避難所以外への避難をどの程度実施したのか、また、新型コロナウイルス感染症のまん延が避難行動に与えた影響について把握する必要がある。(岐阜県)

- ・避難実効性の確保のためには、市町村が避難情報を発令した場合、全ての要配慮者利用施設は、利用者を避難確保計画に基づき避難させる必要があることから、速やかに避難確保計画が作成されるよう、関係機関が協力して計画作成を支援する必要がある。(岐阜県)
- ・車中避難においては、健康管理に係る注意喚起や車中避難場所周辺での渋滞対応、駐車場の利用状況の発信及びトイレの利用など、多くの課題がある。(京都府)
- ・トンガ諸島付近の火山噴火に係る津波警報等を受け、避難意識の向上や初動期の避難者数の収集や伝達、津波警報等解除前の帰宅者対策、避難情報の発信、防寒対策などを検討する必要性を認識(岩手県)

○ 防災体制の強化

- ・南海トラフ地震・首都直下地震に係る被害想定公表から10年近くが経過するため、環境の変化に対応した被害想定手法や減災目標の設定が必要(神奈川県)
- ・近年の就労環境の変化により、消防団員に占める被雇用者の割合が増えていることを踏まえ、企業経営者など、事業者の消防団活動に対する理解促進が進むことが必要(神奈川県)
- ・高齢化の進展などにより、自主防災組織の担い手不足が深刻であるため、若年者を含めた担い手の確保、及び活動の活性化が必要(神奈川県)
- ・被害を最小限に抑えるためには、自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成に努めるとともに、「自助・共助」による減災・防災の取り組みが大変重要である。(石川県)

○ 薬剤師の派遣

- ・災害時に活動先を指定して薬剤師を派遣する行為が、「職業安定法」及び「労働者派遣法」上、業として派遣していることから、労働局から法に抵触すると指摘されている。また、自治体として無料職業紹介事業として実施することも、その条件から困難であるとともに、条件(産休の代理等)を満たさない限り医療機関では、調剤業務を行ってはいけないため、薬剤師の派遣体制の整備が困難である。(宮城県)

○ 中小企業支援

- ・発生した災害が激甚災害に指定された場合の中小企業への補助制度は、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっている。(茨城県)

○ 風水害対策

- ・暴風等による大規模停電の予防には、樹木の事前伐採(予防伐採)の推進等が効果的だが、役割及び費用負担の在り方が定まっておらず、電力事業者等との調整に時間を要している。(千葉県)
- ・令和3年7月、8月の大雨を踏まえ、土砂災害の再発防止策を徹底する必要がある。
- ・河川内の工事は出水期に施工することが困難な一方、豪雨の頻発化を念頭に、迅速に復旧工事を進めていく必要がある。(岐阜県)
- ・中長期的視点に立った防災減災対策の実施について、複数年連続で被害が発生する可能

性を見据えた対策が必要である。(岐阜県)

○大雪対策

- ・大雨や台風等の風水害と同じく、大規模災害が発生しているという認識を持つことが必要(新潟県)
- ・国道等の車両滞留防止対策や関係機関との連携体制の構築が必要(新潟県)
- ・防災気象情報の予測精度の向上や、住民が適切な行動をとれるよう、分かりやすい発信が必要。(福井県)
- ・通行のボトルネックとなっている箇所の4車線化やバイパス整備、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保が必要。(福井県)
- ・広域応援等を含めた除雪機械の増強や、広域迂回等による通過交通の抑制等。(福井県)
- ・集中降雪時に行われる計画的・予防的通行止めは、県内の社会経済活動に大きな影響を与える。(福井県)
- ・地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境の整備。(福井県)
- ・機械操縦の自動化及び吹雪時の車両運転支援技術の実証実験。(福井県)
- ・雪害対策に係る必要な予算・財源の安定的な確保。(福井県)

○ 広域防災拠点

- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に係る「大規模な広域防災拠点」の整備。(奈良県)

○ 災害ケースマネジメント

- ・災害時に被災者一人ひとりに寄り添った支援が行えるよう、平時から関係機関等と連携の上、個別訪問及びケース会議による計画策定、専門家派遣による課題解決を行う災害ケースマネジメントに係る実施体制を整備するなど、被災者支援に関する体制を充実させる必要がある。(鳥取県)

○ 防災におけるDX

- ・DXの専門家を集めた人材バンクの創設や、デジタル人材の育成に向けた支援策が必要。(三重県)
- ・システムの初期費用及びランニングコストについての財政支援が必要(三重県)
- ・全国知事会からの「防災におけるDXの推進に係る提言」も踏まえた国全体の防災体制の強化が必要(広島県)

○ その他

- ・個人情報保護条例において、死者を適用対象としているが、改正個人情報保護法上では適

用対象外であるため、氏名等公表の対応時に支障となることを懸念。(香川県)

2 国に求める事項

各都道府県から国に求める事項について、次のような多数の意見があった。

○ 被災者支援制度の充実

被災者生活再建支援制度の更なる充実や、災害救助法を含めた公平な支援制度の構築など

○ 避難対策について

新型コロナウイルス感染症の第6波のような状況下における考え方を示すことや、避難行動に繋がる防災気象情報の提供体制の充実強化など

○ 防災体制の強化

消防団の活動に対する理解促進や、自主防災組織の担い手の確保、近年の環境変化を踏まえた被害想定手法を示すことなど

○ 風水害対策の強化

大規模な土砂災害の再発防止策の徹底など

○ 大雪対策の強化

除雪機械の確保やオペレーターの育成等の環境整備など

○ 防災におけるDXの推進

全国統一の防災情報システムの構築やデジタル人材育成の支援など

3 今後の対応

今回の検証を踏まえ、国に求める事項を中心に、「大規模災害への対応力強化に向けた提言～令和4年に発生した災害の検証を踏まえ～」をとりまとめ、国に要請活動を行う予定である。全国知事会としても、こうした提言の内容、また、今回の検証で得られた課題や教訓を踏まえ、防災・減災対策の強化に全力で取り組む必要がある。

課題○：リエゾン派遣の基準・タイミング及び地方支部機能の強化

被害の状況や動き

- 台風第9号から変わった低気圧や前線の影響で8月9日0時頃から降り始めた雨は、9日夜の始め頃から10日朝にかけて激しい雨となり、下北地方及び三八上北地方では局地的に非常に激しい降雨となった。
- 降り始めからの降水量は、下北地方のむつ市の大畑~~川~~中流で396ミリ、風間浦村の下風呂で394ミリ、上北地方の七戸町の山屋で271ミリを記録した。
- 大雨の影響により、下北地方や上北地方を中心に、ライフラインやインフラ等に大きな被害が発生するとともに、1町で緊急安全確保、5市町村で避難指示、1町で高齢者等避難がそれぞれ発令された。
- 人的被害はなかったが、建物被害は、住家の全壊8棟（むつ市7棟、風間浦村1棟）、半壊49棟（むつ市45棟、風間浦村4棟）、一部損壊268棟（むつ市238棟、七戸町6棟、風間浦村24棟）などとなった。
- 大雨による橋りょう崩落（むつ市小赤川橋）や土砂崩れ等により孤立集落が発生し、住民支援活動にも制約が生じた。橋については、17日16時頃には国土交通省により仮橋が設置されたが、正常化に時間を要した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 8月10日、災害対策本部を設置し、随時、本部会議を開催して応急対策を進めてきた。
- 8月10日に災害派遣要請を行い、むつ市大畑地区及び風間浦村の孤立地域への物資輸送や小赤川橋周辺の危険個所にある流木の除去、七戸町天間林地区への給水車の派遣などの活動を実施した。
- 8月12日には風間浦村に対して、8月13日にはむつ市に対して、県の危機管理局職員（リエゾン）を情報連絡員として派遣し、情報収集に努めた。
- 8月18日には、むつ市及び風間浦村に対して、被災者等への支援を早期に進めるため、罹災証明の発行支援として県職員を計5名派遣した。

○8月18日に、現地のよりきめ細やかなニーズを把握し、被災市町村と県との情報共有や迅速な調整を実施するため、下北地方支部の事務局に、約30名の職員から構成される現地統括調整部を設置した。

検証結果（効果的な取組と課題）

○今回の災害対応に当たっては、被災市町村との通信は維持されており、警戒態勢の段階より、県本部から市町村や消防本部に対して直接電話し、避難情報の発令状況、被災状況や対応状況等について情報収集等を実施した。被災状況が明らかになる過程において、被災市町村のニーズ把握をはじめ、様々な情報について収集・共有すること、現地において調整・支援を行う必要等が生じたことや、被災市町村からの要請等も踏まえ、むつ市及び風間浦村にリエゾンを派遣した。
このことにより、被災市町村との情報共有・調整・連携がスムーズになった。

○今回の災害においては、下北地域及び上北地域に地方支部を設置したが、下北地方支部においては、災害対応を進めていく中で、マニュアルに定める事務局の機能を超えて①被災市町村等との情報共有・調整・連携等、②県民局内の情報共有・連携、③災害対策本部（本庁）の統括調整部及び関係各部との情報共有・調整などの総合的な調整機能が必要となったことを踏まえ、地域連携部長を長とし、本庁関係部からの派遣職員からなる地域統括調整部を設置し、各種連絡調整を実施した。
このことにより、被災市町村との情報共有・調整・連携がスムーズになった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○被災市町村に対し、早期にリエゾンを派遣するように基準を改正する。

○地方支部機能について以下のとおり強化を図る。

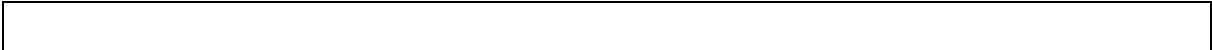
- ①被災市町村等との情報共有・調整・連携等、②県民局内の情報共有・連携確保、③災害対策本部（本庁）の統括調整部及び関係各部との情報共有・調整などの総合的な調整機能の追加

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

特になし。

各都道府県で共有すべき教訓

○被災市町村が求めるような円滑な情報共有・調整・連携ができる体制となっているのか、あらためてマニュアル等を見直す必要がある。



関係資料・データ

土砂流出による道路及び住宅の被害 (福島県大子町飯沼新道平沢)

小浜町津波の被害状況(津波)

津波の被害

竜巻(津波)被害状況(七戸町)

青森県
岩手県
宮城県

課題○：令和元年東日本台風の検証を踏まえた災害対応

被害の状況や動き

- 発災日時 令和3年2月13日 23時08分
- 主な被害状況（令和4年1月11日現在）
 - 人的被害 ・死者 2人（うち1名は災害関連死）
 - ・重傷者 5人
 - ・軽傷者 95人
 - 住家被害 ・全壊 141棟
 - ・半壊 2,983棟
 - ・一部破損 20,364棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

発災後の対応

- 災害対策本部の設置
- 震度6弱以上の市町へ発災後速やかにリエゾンを派遣
合計15市町村へリエゾンを派遣。
- 災害救助法の適用（2月14日7時）
17市町について同法を適用（4号適用）
- 被災住宅修理に係る県独自の支援事業を実施
 - ・災害救助法が適用外の市町村に対し、適用市町村と同等の支援。
 - ・同法の支援対象外である一部損壊住宅に対し、修理費が20万円以上の場合に10万円を支給。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書交付等に係る市町村への県職員応援
10市町に延べ1,121人を派遣。

検証結果（効果的な取組と課題）

効果的な取組

- 初動対応
地震発生が土曜日の夜遅い時間帯であったものの、職員の緊急参集により、災害対策本部を直ちに設置するとともに、地方本部から市町村にリエゾン職員を速やかに派遣し、被害の情報収集にあたることができた。
また、内閣府防災や新潟県を始め、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関、さらには電力事業者や通信事業者からも災害対策本部へ職員を派遣していただき、危機管理センターを拠点に関係機関と連携しながら初動対応を行った

課題

- 被害認定調査等に係る市町村応援に関しては、県から税務部門の職員や対応経

験のある職員を充てることで対応した一方で、市町村における受援・応援体制が十分でなく、応援が後手に回るケースも見られた。

- ・住家被害調査を「申請に基づく調査」としたため、調査予定戸数が予測しにくく、調査対象戸数が想定と大幅に乖離した。
- ・被災市町村により罹災証明書の受付期間が統一されておらず、調査期間が予想より大幅に延びた。
- ・市町村により調査方針が異なり、ノウハウを有する県職員の確保に苦労した。
- ・結果的に、調査件数、調査期間とも当初の予想より大幅に変動し、県職員の応援だけでなく国や他県等への応援要請も考慮すべきであった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 当県が被災した令和元年東日本台風における災害対応検証においても、県や市町村の受援・応援体制の不備が指摘されたことから、市町村受援計画作成支援に取り組んでいる（令和3、4年度事業）。
- また、令和3年2月13日福島県沖地震の災害対応の教訓も活かし、災害対策本部事務局についても体制の見直しやマニュアルの改正に取り組んでいる。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 災害救助法に基づく救助は国民の命と生活を守るための欠かせない取組であることから、国に対して、地方自治体が万全の救助を行うことができるよう、救助の実施に必要な事務経費の全額を国庫負担の対象とすることや、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすることを要望したい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 被災自治体における効果的な取組、課題については全国知事会等を通じて情報共有し、各自治体の計画・体制の見直しに資するようになりたい。

関係資料・データ

福島県ウェブサイトより

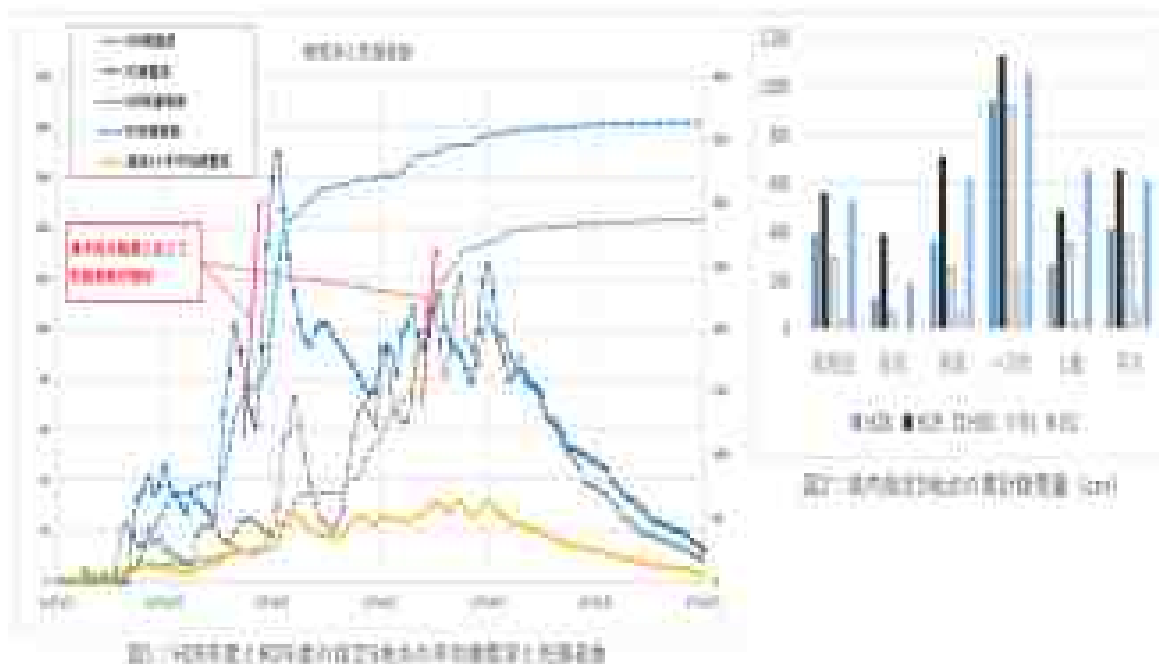
- ・令和3年2月13日震度6強及び2月15日大雨・洪水・暴風警報による被害状況即報
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/higaijokyosokuho1.html>
- ・福島県災害対策本部員会議（2月13日震度6強）資料
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/honnbuinnkaigi-6kyou.html>
- ・被災住宅修理支援事業について（令和3年福島県沖を震源とする地震）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/fukushimajisin-juutakusyuurishien.html>
- ・福島県台風第19号等に関する災害対応の検証について
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/r01-taifu19kensyo.html>

課題：短期集中的な降雪への対応等について

被害の状況や動き

- 本県では、令和3年1月上旬から強い冬型の気圧配置となった。
- 大雪が1月7日から強弱を繰り返しながら11日頃まで続き、上越市や糸魚川市で「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」が発表された。
- 上越市高田や安塚、糸魚川市能生、新潟市秋葉区において、統計開始以来の降雪量の極値を更新する大雪となった。
- 1月9日には、上越市内の国道8号において、記録的な降雪及び北陸道通行止めによる交通集中等を原因とする、最大約2kmの車両滞留が発生するなど、県内各地で交通障害が発生し、対応に追われた。
- 県内各地で短期集中的な降雪が続いたことから、除雪作業中の事故や空き家の倒壊等により、死傷者や建物被害が急増。道路除雪も困難な状況が続き、上中越地方を中心に県民生活に大きな支障が生じた。

〔参考：昨冬の雪による被害状況等〕



近年の雪による人的被害発生件数（件）

被害の要因	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	5ヶ年平均
雪下ろし等除雪作業	75 (2)	203 (5)	40 (2)	7 (1)	240 (9)	113 (4)
側溝等転落	7 (2)	10 (3)	4 (1)	0 (0)	14 (5)	7 (2)
屋根雪落下等	7 (1)	18 (1)	1 (0)	0 (0)	22 (0)	10 (0)
除雪機事故	8 (1)	24 (2)	6 (1)	1 (0)	45 (3)	17 (1)
その他	2 (0)	31 (9)	3 (0)	2 (0)	43 (4)	16 (3)
合計	99 (8)	296 (20)	56 (4)	10 (1)	364 (21)	163 (10)

※（ ）はうち死傷数

都道府県で講じた（講じてきた）対応

〔本県の対応体制〕

- ・ 令和2年12月21日～ 大雪に関する警戒本部設置
 - ※ 関越自動車道大規模滞留に係る対策本部体制から移行したもの
- ・ 令和3年1月9日 9:00 豪雪対策本部に移行
- ・ 令和3年1月10日 11:00 豪雪災害対策本部に格上げ（災害救助法適用）
- ・ 令和3年2月1日 8:30 豪雪対策本部に移行
- ・ 令和3年3月1日 13:00 融雪警戒本部に移行
- ・ 令和3年5月25日 9:00 融雪警戒本部を解散
 - ※ 県内30市町村のうち、R3.3.31現在で対策本部設置は6市町村、警戒本部設置は9市町

〔自衛隊への災害派遣要請〕

- ・ 要請日：1月10日（撤収：柏崎市11日、上越市12日）
- ・ 要請内容：上越市及び柏崎市での、倒壊の恐れのある障害者施設・高齢者施設の雪下ろし及び除排雪の実施
- ・ 活動人員：延べ約390名
- ・ 活動実績：計15か所（上越市11か所、柏崎市4か所）の除排雪作業

〔災害救助法の適用〕

連日の降雪で、住家倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じ、屋根雪下ろし等を必要とするため、県内各市町村に災害救助法を適用

- ・ 対象市：6市（長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、柏崎市）
- ・ 救助の対象：要援護世帯（自らの資力及び労力により除雪を行うことが出来ない世帯）
- ・ 救助期間：1月10日～1月31日（1月15日に救助期間を10日間から22日間に延長）
- ・ 救助内容：県が借り上げた建設機械の市町村への貸し出し、市町村の業者への委託等により要救助世帯の除排雪等を実施

検証結果（効果的な取組と課題）

- 前年から継続設置していた警戒本部を、救助法の適用や自衛隊の災害派遣要請等、状況や事態の進展に応じて、適宜、豪雪対策本部、豪雪災害対策本部へと体制を強化するとともに、国、公共交通事業者、ライフライン事業者等を参集、事前の情報共有や措置の相互確認を行い連携して対応した。
- 自衛隊の災害派遣要請に際しては、予め自衛隊のリエゾンと綿密な調整を図るとともに、各市からの求めを踏まえ、迅速かつ適切に対応した。
- 上越市内国道8号での車両滞留に際しては、12月の関越自動車道での車両滞留事案の教訓も踏まえ、乗員に対する物資の支援要請に備えた対応や、新たな車両

の流入を防止し被害の拡大防止を図るため、関係機関と調整した上で、1月10日午前7時に緊急速報メールによる外出自粛のお願い等を行った。

- 短期集中的な降雪により、例年に比し、除雪中の事故や建物被害等がまとまって発生したことで、昨冬の死傷者数は364人（うち死者21人）と、ここ10年では平成23年度（383人、うち死者29人）に次ぐ被害となった。
- 上越市では24時間降雪量が103cmを記録するなど、特に集中的な降雪に見舞われた。国、県、市が幹線道路の除雪に全力を挙げたが、生活道路まで手が回らず、ゴミ収集が一時中止されるなど市民生活にも大きな影響が出た。
- このため、県管理道路の除雪車やオペレータを、市町村道（生活道路等）の除雪に振り向ける等、道路管理者間の相互応援を実施した。
- 県建設業協会に対しても、広域応援除雪要請を行い、上越市以外の9支部18社が除雪機械、人員等を現地に派遣、早期の交通障害等の解消に貢献した。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 大雪や融雪による事故が懸念される際や、事故が多数発生している場合に「新潟県除雪作業事故防止注意情報」を発信し、県民への注意喚起を実施。（R2年度は8回、R3年度はR4.1.28現在で6回）
- 克雪住宅（人力による雪下ろしの必要のない家）の普及・推進に加え、令和3年度から、命綱固定アンカー（命綱の一端を固定するため、住宅の屋根等に堅固に固定された金具）の普及促進のための補助事業を創設するなど、雪下ろし中の転落事故等の防止のための支援制度を充実。
- 道路管理者間の連携を確実に図っていくためのタイムラインの共有、管理者間の垣根を越えた相互応援の継続実施など、今冬の除雪体制を改善。
- 今冬前に、除雪事故防止の他、大雪時の出控えや火災事故防止、冬の渋滞対策や遭難事故防止等、雪に起因する災害への備えについて、庁内関係所属合同での記者会見を開催し、県民への呼びかけを実施。（R3.12）
- 大規模な車両滞留の発生に備え、国、NEXCO 東日本、県及び関係機関が連携して「雪害時の乗員保護活動計画」を策定するとともに、計画の実効性等を検証するための訓練を実施し、初動対応手順や情報収集・伝達・共有及び関係機関間の連携の確認がなされ、今冬に向けて一定の準備が図れた。
 - ・ 国道（北陸地方整備局）での訓練 令和3年11月4日（木）
 - ・ 高速道路（NEXCO 東日本）での訓練 令和3年11月16日（火）

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

〔令和2年度豪雪に対する緊急要望（R3.1.14）〕から抜粋

以下の事項について、内閣府特命担当大臣（防災担当）へ要望

- 国庫補助制度や特別交付税等による道路除排雪経費への財政支援

雪寒法に定める補助率2/3を充足する国庫支出金総額の確保、市町村道路除雪補助の臨時特例措置等による県、市町村の負担軽減、道路除排雪や高齢世帯の雪下ろし支援に対する特別交付税の配分等

○短期集中降雪に伴う道路管理者間の除雪応援体制の構築

近年の短期集中降雪による大規模な道路交通障害の発生を踏まえ、道路管理者間の垣根を越えた応援体制の構築や情報共有、更なる連携の強化

○その他

公共交通確保のための支援、被災した農林漁業者への支援、被災事業者への資金繰り支援等

〔災害救助法による除雪に係る要望〕

以下の事項について、内閣府（政策統括官（防災担当））へ要望

- 災害救助事務取扱要領（令和3年5月改訂）で追加された「法による除雪が可能である住宅の状態」は、雪下ろしの実情と乖離しており見直すべき
- 雪下ろし等により住宅側面に積みあがった雪は、それ自体が住民生活に著しい支障を来すだけでなく、住民の生命又は身体に危険を及ぼす原因となることから、引き続き、救助法による除雪の対象とするべき

〔道路管理者（国、NEXOCO 東日本等）との協議、申し合わせ事項等〕

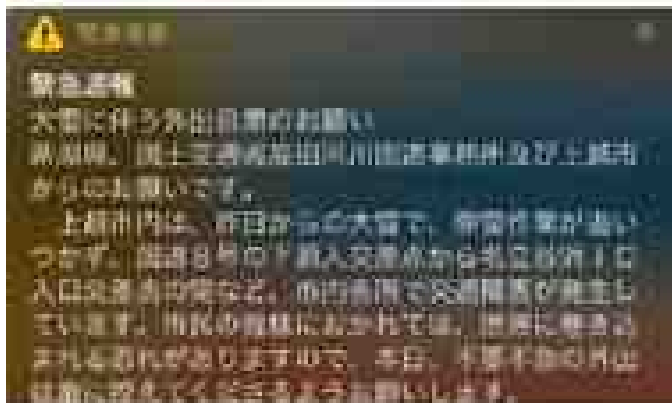
- 高速道路などにおける、大雪が予想される際の出控え等広報の強化、道路カメラ増設等大雪時の対応力の強化、予防的通行止め等滞留を発生させないための対策の強化、県や関係機関との道路状況に係る情報共有の徹底、滞留発生時の乗員保護活動態勢の構築・関係機関間の訓練の実施等

各都道府県で共有すべき教訓

- 近年の降雪の傾向として、降らない年は降らないが、降る年は非常にまとまった雪が降るなど、極端化している傾向が見られる。
- 大雪となる年の傾向として、昨冬のように、ごく短期間に集中的な降雪によって道路除雪や雪下ろし等の際の被害の増加に繋がる傾向があるため、除雪事故等防止のための注意喚起、啓発が一層重要となる。
- 各道路管理者や各市町村の検証では、異常降雪時は、災害が発生しているとの認識下での関係機関間の綿密な情報共有や連携が必要であり、地域住民に対しても、適時適切な情報発信を行うとともに、場合によっては出控え等の行動変容を求めるべきことが課題として挙げられた。
- 大規模な車両滞留が発生すると、多くのドライバーが長時間、車内に残り残され、身体や生命に危険が及ぶ可能性が生じる。滞留を発生させないための対応が最優先ではあるが、万一発生した場合は、関係機関が連携して乗員の支援、避難等の保護活動を展開する必要がある。
- 近年は、除雪オペレータの高年齢化や不足等が生じつつあり、関係機関と連携した担い手確保に向けた取組や、道路除雪のICT化も本県にとっての重要な課題となっている。



国道 8 号で車両滞留発生〔国土交通省 HP より〕



外出自粛を求める緊急速報メール (R3.1.10)



各地で交通障害多数発生



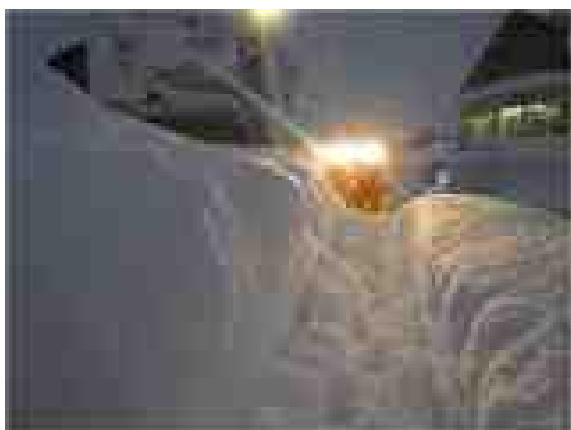
職員による交通誘導



同型ダンプによる新雪降雪直後状況



同型ダンプによる新雪降雪直後状況



新雪降雪直後状況



県による市町村道除雪支援 (030116 上越地域整備部撮影)



雪崩による道路の通行止め状況



災害救助法による除雪の実施



自衛隊による災害救助活動（施設等の排除雪）〔陸上自衛隊提供〕



雪崩等上空ヘリ調査 (030115 県防災ヘリ「はくちょう」から撮影)

〔新潟県の大雪等対応体制〕

	情報連絡室	警戒本部	対策本部	災害対策本部
設置基準	警戒本部又は対策本部の設置に資しない場合で、県内で大雪による被害の発生が事案に予想される時	県内で大雪による被害発生の可能性が高まったとき	要請により災害救助法適用、災害、郡立集落の発生など、関係部局が連携した災害対応が必要となった場合	大雪により国郡の地域防災局管内の市町村に災害救助法が適用された場合
設置者	危機対策課長	危機管理監	知事又は危機管理監	知事



豪雪対策本部会議 (令和3年1月9日)

〔新潟県除雪作業事故防止注意情報（R3.1.4）〕

新潟県報道資料



令和3年1月4日
新潟県防災危機管理課

新潟県除雪作業事故防止注意情報 第4号

**除雪作業中の事故が多発しています。
除雪作業の際は注意して作業してください。**

気象状況

出典：気象庁、新潟県気象台提供

- 4日、5日は、典型的気圧配置は一時的に晴れ見込み。
- 7日頃から前線にかけて、典型的気圧配置が戻り、日本付近の上層に強い寒気が流れ込むため大雪となるおそれがあります。

【注意喚起情報】

- 県内は年末年始の晚、大雪に気象の転換期での除雪作業中の人的被害が発生しています。特に道路カーブに発生した事故で、1人死亡・1人重傷が起きた事例
- 気象台によると7日以降、再び大雪となるおそれがあります。
- 引き続き、除雪作業を行う機会が増加することが予想されますが、下記の除雪作業を行う際の注意点を改めて確認し、除雪作業を行っていただきますようお願いいたします。

除雪作業は

「一人でしない」・「無理しない」・「情報・気象状況をつけて」

＜除雪作業を行う際の注意点＞

- 除雪機に踏まれた際の脱法は、必ずエンジンストップを止めてから！
- 2人以上で作業。やむを得ず1人の場合は、前後や横断棒に両脚をかける
- 作業前には、気象情報や道路の危険情報の確認を！
- はしごはしっかりと固定し、昇降時は特に注意！
- 除雪作業中は足を滑らせないように注意。手袋・ヘルメット等の安全対策を！
- 軒下での作業は、屋根からの落雪に注意！
- 無理をせず、こまめに休憩を！

【今年度の除雪作業中における人的被害発生状況】

＜令和3年1月4日 17時現在＞

・死者数 1名1名
（死亡 1名、重傷者 0名、軽傷者 1名）

＜過去・統計 10年で県内での人的被害発生状況＞
・平成24年度 死者数 1名、軽傷者 1名
・令和2年度 死者数 0名、軽傷者 1名

連絡についてのお問い合わせ先
防災危機管理課 企画
電話 025-252-1522(内線 6432)

〔その他（参考文献等）〕

- 降雪期前の雪への備え、事故防止等の呼びかけ（新潟県）
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/20211210yuki-saigai.html>
- 新潟県の道路除雪体制（新潟県）
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dourokanri/20211112josetsu.html>
- 令和2年度の雪による被害状況（新潟県）
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/yukinohigai-r2.html>
- 令和3年大雪災害対応の検証（上越市）
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shimin-anzen/ooyukisaigaikensyou.html>
- 大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/pdf/t02.pdf>
- 令和2年12月関越自動車道集中降雪に関する対応検討会の中間とりまとめ（NEXCO 東日本ほか）
<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/pdf/t02.pdf>

課題：空中消火活動時における無人航空機（ドローン等）の規制について

被害の状況や動き

- 令和3年2月21日に発生した火災は、強風に煽られ延焼拡大167haを焼損し3月1日に鎮圧、その後3月15日に鎮火となった。
- 避難勧告の対象が305世帯610人に及んだほか、2月24日夜からは北関東自動車道の一部も通行止めとなったが、最終的に人的被害は発生していない。
- 2月27日における空中消火活動中に、消防防災ヘリが活動空域内を低空で飛行する無人航空機（以下「ドローン等」という。）を確認したため、安全が確認されるまでの間全ての消防防災ヘリによる空中消火活動を中断し、消火活動に多大な支障をきたした。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 本県や消防庁、足利市が報道機関をはじめホームページやツイッター等の広報媒体を通じて消火活動に協力を求める広報を実施。
- 警察官や市関係部局に警戒・巡回を依頼。
- 航空局と調整し、活動区域の安全を確保するため、航空従事者に対し飛行の事実を通知するノータム（航空情報）を発行。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 報道機関をはじめとした消火活動協力依頼は有効であった。
- 防災関係機関以外のドローン等の飛行を事前に把握することは困難であり、関係機関に対し、より広く巡回及び広報を依頼する必要がある。
- 市街地周辺での災害活動においては、警察等による警戒や巡回は必要不可欠。
- 航空局において、ドローン等を含むノータム（航空情報）発行相談が初めてであったため発行までに時間を要した。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 災害発生初期から可能な限り広報活動及び各関係機関への協力依頼を実施。
- 自由民主党災害対策特別委員会の現地視察時に「緊急対応を行う航空機の安全確保」について要望し、6月1日に「改正航空法施行規則」が施行された。これにより、警察、消防活動等緊急用務を行うための飛行が想定される場合、ドローン等の飛行を原則禁止する空域（緊急用務空域）を指定し、インターネットに公示することとなり、ドローン等を飛行させる者は、飛行開始前に、飛行させる空域が緊急用務空域に該当するか否かを確認することが義務付けられた。
- 災害発生時に迅速な申請を実施するため、本県において緊急用務空域指定手続きマニュアルを策定し訓練を実施。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 既に、上記事項を国に要望済み。

各都道府県で共有すべき教訓

- 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策の必要性を再認識。
- 平時から、あらゆる事項を想定した事前の準備が必要。

関係資料・データ

- 特になし。

課題〇：安否不明者の氏名公表

被害の状況や動き

- 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生し、多数の住民及び住戸等が被災した。
- 当該地区は別荘地としての利用が多く、発災時の居住実態の把握が困難であり、また、観光地でもあることから、来訪者が被災している可能性もあった。
- このため、被災後の生存率が高いとされる発災後72時間が迫る中、発災直後は安否不明者情報の整理・把握が困難であり、被災者を特定できていなかった。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 7月5日の早朝、熱海市や県警等と協議し、安否不明者の氏名を公表する方針を決定。住民基本台帳や通報情報に基づいて、安否不明者の名簿を作成した。
県は、発災から約58時間後となる7月5日午後8時30分に、安否不明者64名を公表した。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 公表後、本人や知人等から安否に係る情報提供が得られ、公表翌日には安否不明者が64名から20名に減少した。
氏名公表により、救助対象者の絞り込みが可能となり、ひいては人命救助活動の効率化・円滑化につながった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 県は、今回の事例を基に、災害時における安否不明者・行方不明者及び死亡者の氏名等の公表について方針を定めた。（令和3年11月12日）

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

各都道府県で共有すべき教訓

- 安否不明者・行方不明者等が多数となる災害発生に備えて、あらかじめ氏名公表に係る方針を定め、その公表手順を訓練しておくことが必要である。

関係資料・データ

- ・ 災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）
- ・ 災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）
- ・ 災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による搜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね 72 時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- (例)・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
- ・ いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
 - ・ 旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

- (参考) 府政防第 972 号、消防災第 132 号 (令和 3 年 9 月)
通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」
「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。
「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所 (大字まで)、性別 (住民基本台帳記載の性別) を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね 48 時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約 6～12 時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から 24 時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。
- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不

明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。

- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から 48 時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第 86 条の 15 の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね 1 週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条 (取得の制限) 第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条 (利用及び提供の制限) 第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第 86 条の 15 (安否情報の提供等) 第 1 項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7 月 5 日早朝 (災害発生から約 44 時間後)、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった (同意を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難) が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した (警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を

確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため)。

7月5日 20:30 (災害発生から約 58 時間後)、県が、市把握分 64 名の氏名等を公表。7月6日 13:15 (約 74 時間後)、県と警察が共同で警察把握分 5 名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに 41 名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱(輻輳)することはなく機能した。

市の名簿には 2 名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計 71 名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は 27 名に特定された。

3 事前準備(あらかじめの備え)

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているため、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話(番号・回線)やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な捜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も捜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の捜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の捜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）

第 4 条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例（条例第 58 号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防庁第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないうが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所(大字まで)、性別(住民基本台帳記載の性別)、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

(2) 公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害

死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】

1 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

課題○：物資等支援

被害の状況や動き

- 発災後、市は全国から多数の支援物資を受け入れていたが、受入れ業務に従事する職員や、受付・仕分け・集積に必要なスペース等が不足しており、物資の受入れが困難となっていた。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 県が協定を締結している物流業者を市に紹介し、県・市・物流業者の三者で協議した。その結果、市と物流業者において、以下の業務について委託契約を締結した。
- 物流業者による活動内容
 - 前段：7/20～9/30（約70日間）
 - ・ コールセンターの設置
 - ・ 物流業者保有施設における支援物資の受入れ
 - ・ 荷捌き
 - ・ 在庫管理
 - ・ 物資の払出し
 - ・ 避難所等への配送
 - ・ 避難所から要望の聞き取り
 - ・ 不足する物資の購入
 - 後段：10/1～10/31（30日間）
 - ・ 避難所等への配送業務終了後の残余の支援物資の処置等
- 市は、全国からの支援物資の受入れを一旦中止していたが、再開することができた。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 発災直後から発生する支援物資の受入業務について、市町村職員による対応ではマンパワーに限界があったが、物流業者へ委託することにより、円滑に業務を実施することができた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 同様の大規模災害が発生した場合、物資関連業務は、生業としている物流業者を積極的に活用することが有力である（業務に必要な人員・スペース等の観点から、市町村による直接の対応では限界がある）。
- 災害時の物流業者との連携については、あらかじめ市町村と物流業者等との間で協定を締結し、業務内容や手続き等について明確にしておくことが有効である。

○ 今後は、県内市町に対して、物流業者との協定締結に向けた後押しを行う。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

各都道府県で共有すべき教訓

○ 災害時の物流業者との連携については、あらかじめ市町村と物流業者等との間で協定を締結し、業務内容や手続き等について明確にしておくことが有効である。

課題：被災者生活再建支援

被害の状況や動き

○被害状況

- 1 人的被害 (R4. 3. 18 現在)
 - ・ 死者 3名
 - ・ 行方不明者 0名
 - ・ 重傷者 1名
 - ・ 軽傷者 4名
- 2 住家被害 (R4. 3. 18 現在)
 - ・ 全壊 7棟 世帯
 - ・ 半壊 4棟 世帯
 - ・ 一部損壊 77棟 世帯
 - ・ 床上浸水 1棟 世帯
 - ・ 床下浸水 477棟 世帯
- 3 被害総額 (R4. 3. 18 現在)
21,624百万円

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の主な対応について

- 1 災害対策本部等の設置（災害対策基本法に基づく）
 - (1) 長野県
 - ・ 8/14（土） 18:00 長野県警戒連絡会議を設置
 - ・ 8/15（日） 6:00 長野県災害対策本部を設置
 - ・ 10/11（月） 17:00 長野県災害対策本部を廃止
 - (2) 災害救助法の適用
 - ・ 8/15（日） 岡谷市、諏訪市、辰野町、上松町、木曾町、王滝村
 - (3) 被災者生活再建支援法の適用
 - ・ 9/15（水） 木曾町

検証結果（効果的な取組と課題）

- 被災者が早期に生活再建に着手するためには、迅速な生活再建支援金の支給が必要不可欠
- 生活再建支援金の支給範囲が中規模半壊まで拡大したが、水害により床上浸水の被害を受けた場合は、住家の損傷程度に関わらず居住が困難となるが、現状では被災者生活再建支援制度の対象外となっている。
- 現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が一定数以上発生したことが適用要件となっているが、同一災害で被災しても支援法が適用されない地域が存在し、不

均衡が生じている。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 長野県及び県内市町村が協働して「信州被災者生活再建支援制度」を創設し、半壊世帯を支援（令和元年6月1日施行）。
- 信州被災者生活再建支援制度では、適用要件を半壊1世帯以上から支援できるようにしている。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 現行の被災者生活再建支援制度の適用基準では、居住が困難な被災者への支援が行き届かない場合や被災地域間での不均衡が生じる場合があり、制度の充実が必要であることから、
 - ・被災者生活再建支援法に基づく支援金については、支援対象に半壊世帯を加えるなど、積極的な支援を行うこと
 - ・一定地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災地域が支給の対象となるよう制度を見直すことをお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 近年は局地的な豪雨により災害が発生する場合がありますので、国制度の適用とならない被災者の生活再建を支援していく必要がある。

関係資料・データ

【気象概要】

長野県では、8月13日夕方から15日朝にかけて断続的に激しい雨が降り続き、記録的な大雨となった。

この大雨により、長野県では、多くの観測点で48時間降水量や72時間降水量の観測史上1位の値を更新した。24時間降水量なども観測史上1位の値を更新したところがあった。

- 土砂災害警戒情報発表地域：46地域

課題：被災者生活再建支援

被害の状況や動き

○被害状況

- 1 人的被害 (R4. 3. 18 現在)
なし
- 2 住家被害 (R4. 3. 18 現在)
 - ・全壊 4 棟 世帯
 - ・半壊 0 棟 世帯
 - ・一部損壊 14 棟 世帯
 - ・床上浸水 1 棟 世帯
 - ・床下浸水 35 棟 世帯
- 3 被害総額 (R4. 3. 18 現在)
2,135 百万円

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の主な対応について

- 1 災害対策本部等の設置（災害対策基本法に基づく）
 - (1) 長野県
 - ・9/6（月） 8:30 長野県警戒連絡会議を設置
 - ・9/7（火） 9:30 長野県災害対策本部を設置
 - ・10/11（月） 17:00 長野県災害対策本部を廃止
 - (2) 災害救助法の適用
 - ・9/5（日） 茅野市

検証結果（効果的な取組と課題）

○令和3年8月大雨と同様

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○同上

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○同上

各都道府県で共有すべき教訓

○同上

関係資料・データ

【気象概況】

9月5日は、前線が伊豆諸島付近に停滞し、長野県では湿った空気や上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となった。このため、県内の所々で雷を伴った激しい雨が降り、中部では局地的に猛烈な雨が降り大雨となった所があった。

○土砂災害警戒情報発表地域 4地域

課題：大雪被害にかかる情報等の収集と発信強化等

被害の状況や動き

- 人的、住家被害のほか、東海北陸自動車道における大規模な車両の立往生、一般道における車の渋滞、孤立集落の発生等。
- 道路除雪、スタック車両発生場所の状況等について、詳細な情報等が把握できず、必要な対応等が遅れた。また、県民が必要とする大雪に関する情報等が行き渡らなかった。
- 東海北陸自動車道における大規模な車両の立往生が発生したとの情報が、他の道路管理者をはじめ、防災関係機関に共有されておらず、連携した行動に繋がらなかった。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- SNS等の発信情報のうち信ぴょう性の高い災害情報を収集するなど、リアルタイムに災害や危機管理情報等のデータを収集。
県の防災ポータルサイトに、喫緊のメッセージが直接的に伝わるようマーク機能を設定したり、関係機関のホームページ等で公開されている、通行止めや運休状況などの情報への（直接）リンク先を表示。
県公式ツイッターなどによる迅速な情報提供。
- 県民や事業者への呼びかけの実施。
- 問い合わせ窓口の設置

検証結果（効果的な取組と課題）

- 電話やファックス情報等だけでは、現場のタイムリーな状況を把握することに限界があった。
特に降雪前に県民に喫緊の情報やメッセージ等を迅速に発信することができなかった。また、広く県民に行き渡らなかった。
- 道路管理者等のグループごとに、災害時における段階的な行動計画等を定めていたが、他の防災関係機関との情報共有が不足した。
- 道路の圧雪状態や除雪状況を把握できるカメラの設置箇所が限定的であった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

（○※当年度内に実施したものは「都道府県で講じた（講じてきた）対応」に記載）

- 引き続き、県の防災ポータルサイトの活用について、県民に向けて周知をするほか、報道機関等と連携した情報発信の強化（注意喚起情報の発出等）。
- 集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体、その他防災関係機関と連携して『災害級の大雪時におけるタイムライン』を作成。
- 道路監視カメラを大幅に増設し、国のカメラも含めて、画像を県のホームページで公開。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 令和3年1月大雪の際は、災害救助法の適用について内閣府から連絡があったが、県レベルでは類例に乏しいこともあり、災害救助法の適用に逡巡するときもあるので、全国の適用例を知る内閣府のほうから連絡いただいたのはありがたかった。

各都道府県で共有すべき教訓

-

関係資料・データ

- その他、道路除雪や公共交通等の検証について、『令和3年1月7日～11日大雪に係る交通対策の課題と対応』を富山県ホームページに掲載しておりますので、参照ください。
- 『災害級の大雪におけるタイムライン』についても、富山県ホームページにて公開しておりますので、参照ください。

課題○：住民への広報と道路除雪

被害の状況や動き

○大雪の概要

- ・1/7～1/10にかけての強い冬型の気圧配置により福井県嶺北を中心に大雪
- ・福井市2日間で100cm、大野市では3日間で140cmの降雪を記録
- ・大野市と福井市に「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が発表
- ・1/10、4時に自衛隊派遣要請を行い、災害対策本部設置
- ・高速道路や国道8号線等で大規模な車両滞留が発生
- ・福井市など5市に災害救助法を適用し、救助活動を行う市町を支援
- ・自衛隊によるスタック車両救出やドライバーへの食糧配布を沿線市と連携し実施

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- ・県民に、除雪作業を円滑に進めるため不要不急の外出やマイカー利用を控えること、休暇取得やテレワークなどを行うよう、広報媒体や福井県災害情報インターネットシステム等を通じて繰り返し呼びかけるとともに、市町にも防災無線、メール、HPを活用して広報するよう協力依頼
- ・降雪が収まった段階でヘリやドローンを活用し、北陸自動車道、国道8号の全体把握、関係機関との情報共有を行い、迅速な意思決定や対策を実施
- ・融雪装置、監視カメラ、除雪機械等の増強
- ・除雪機械へのGPS設置 等

検証結果（効果的な取組と課題）

○効果的な取り組み

- ・県民への広報や融雪装置や除雪機械の増強により平成30年2月豪雪時に比べ、除雪に要した時間や、通行止めの時間が短くなり、一定の効果があった。

○課題

- ・「顕著な大雪に関する気象情報」等、新設された気象情報について住民への周知が不十分
- ・除雪の応援体制の早期構築と円滑な受援体制の確立
- ・更なる除雪オペレーターの育成・確保

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- ・「顕著な大雪に関する気象情報」などについては、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、わかりやすく情報提供することを国に要請
- ・応援機械の受入や公共交通機関等にかかる路線を重点的に除雪することなどについて、今後、より計画的かつ速やかに行えるよう、関係者と事前に取り決め
- ・除雪状況の見える化、除雪機械や除雪オペレーターの一層の確保に向けた対策について検討

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- ・防災気象情報は、住民の避難行動の重要な判断材料となることから、地域ごとのきめ細やかな降雪予測など、更なる予測精度の向上を図るとともに、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。
特に、「一層の警戒を呼び掛ける大雪情報」や「顕著な大雪に関する情報」については、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、わかりやすく情報提供すること。
- ・国道8号において大規模な交通障害が発生しないよう、通行のボトルネックとなっている箇所での4車線化やバイパス整備を進めるとともに、北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保すること。
- ・大雪への対応として、広域応援等を含めた除雪機械の増強や、広域迂回等による通過交通の抑制等を図ること。
- ・集中降雪時に行われる計画的・予防的通行止めは、県内の社会経済活動に大きな影響を与えることから、除雪車両の背後を追尾させることによる緊急車両等の通行確保や、一路線を先行して集中除雪するなど通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。
- ・地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2/3）の予算総額を確保するとともに全額配分すること。また、市町に対する臨時道路除雪事業費補助（補助率1/2）を幹線市町道以外の除雪費も対象とすること。
- ・地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、除雪費用の算定においては、リースにより除雪機械を確保した場合の単価設定をするとともに、国において昨年度試行した道路除雪工の固定的経費について、労務費も対象に含めること。また、オペレーターの休日単価について、週1回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休2日に対象日を拡充すること。
- ・除雪オペレーターの確保および作業効率の向上のためには、ICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操縦の自動化および吹雪時の車両運転支援技術の実証実験を、国主体で福井県内において実施すること。
- ・国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、令和3年度から7年度を期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、今般の大雪を踏まえ、雪害対策など対象事業の拡充を行うとともに、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。

各都道府県で共有すべき教訓

- ・事前広報など具体的な運用方法の検討が不十分であったため、滞留や渋滞が発生し長期化したことから、県民に分かりやすく情報発信する必要がある。
- ・更なる除雪体制の強化を図るため、除雪オペレーターの育成・確保が必要

関係資料・データ

○令和3年1月大雪の対応と今後の強化策（令和3年8月）

課題：災害時の情報共有

被害の状況や動き

- ・7月初旬から8月中旬にかけての1か月余りの間に、3つの災害が、連続して発生し、県内全域に大きな被害をもたらした。
- ・7月6日からの大雨では、県東部で線状降水帯が発生し、短時間で集中的に雨が降り、特に、中山間地域において、土砂崩れが多く発生したほか、道路法面の崩壊やそれに伴う集落の孤立、農地の冠水、住宅や店舗への浸水などの被害が、県内の広範囲にわたり、分散して発生した。
- ・8月8日から9日にかけて接近した台風第9号では、人的被害が発生するほか、県内12市町村で、土砂災害警戒情報が発表され、特に、隠岐地方で線状降水帯が発生し、激しい雨が降り、土砂崩れや住宅への浸水被害が発生したほか、暴風雨による倒木などに伴う停電が長期化し、県民生活に大きな影響が出た。
- ・8月12日からの大雨では、江の川等の県西部の主要河川で、氾濫危険水位を上回り、特に、江の川では、上流部の広島県北部に降った激しい雨により、江の川下流域の、6箇所河川の氾濫が発生し、流域市町では3年余りで、3度もの浸水被害を受ける事態となった。
- ・8月18日には、出雲市で発生した地すべりにより、国道9号とJR山陰本線が不通となり、通勤や通学など県民生活に大きな影響が生じた。

○人的被害

台風第9号 死亡2名、軽傷3名 *7月、8月の大雨による被害報告無

○住家被害

7月大雨	全壊3棟、半壊26棟、床上浸水81棟、床下浸水611棟
8月大雨	全壊0棟、半壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水21棟
台風第9号	全壊0棟、半壊7棟、床上浸水10棟、床下浸水68棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- ・災害発生前から、県民に向け、最新の気象情報の提供や、注意喚起等を行うほか、早めの避難行動をとること、新型コロナウイルス感染症の感染を恐れて、避難行動を控えたり、遅れることがないようにすることなどを重ねて呼びかけ。
- ・気象状況の変化にあわせ、迅速に災害対策本部を立ち上げ、防災ヘリによる孤立者の救助や、自衛隊への災害派遣要請、災害救助法の適用など、防災関係機関と連携して、被災者の救援救護などの応急対応を実施。
- ・市町村の災害対策本部へ派遣した管理職員や情報収集員（リエゾン）等により、被害発生、災害対応、住民の避難状況等を県、市町間で情報を共有。
- ・被災者支援、被災箇所の早期復旧のためには、被害の全体状況の早期把握が必要であるため、県職員を市町村に派遣し、住宅や道路、農地などの市町村の被害調査を支援。

検証結果（効果的な取組と課題）

【効果的な取組】

- ・管理職員を市町村に派遣することで、市町村長や市町村幹部職員と被害情報の共有のほか、直接、各種情報を伝達するなどスムーズな連携ができた。
- ・今後の気象の見通しや避難情報等の判断時期等について、市町村から助言を求められた際に、気象台から県災害対策本部に派遣されてきた専門職員と緊密に連携を図り、市町村の求める情報をできる限り提供するように努めた。

【課題】

- ・局所的な大雨や線状降水帯の発生など、気象状況の急激な変化にあわせ、市町村が適切に避難情報を発令できるよう、より早い段階での気象情報の提供や隣接市町村の対応状況など、県・関係機関の持つ情報をできる限り速やかに、市町村と共有することが必要。
- ・人命救助などのために必要となる緊急消防援助隊の応援要請や自衛隊の災害派遣要請などの制度や手続き等について、平時から、市町村長の理解を得ておくことが必要。
- ・災害救助法の適用の判断にあたっては、発災後の早い段階で市町村の住家被害状況や避難状況等の情報をもとに国と調整を行う必要があることから、市町村災害対策本部内での迅速な被害情報の収集及び伝達体制の整備が必要。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- ・最新の気象情報や気象台からの気象予報等を参考に、天候が悪化する前の段階で管理職員（管理職リエゾン）を派遣するなど、市町村との連携体制の強化を図る。
- ・市町村長が迅速な災害対応を行うため、市町村職員が被害情報などを整理して報告できるよう、平時から防災訓練や研修を通じて、市町村の災害対策本部の機能強化に向けた支援を行う。
- ・市町村長がリーダーシップを十分に発揮し、迅速に災害対応を行うことができるよう、消防庁作成の「防災・危機管理トップセミナーテキスト」を活用して、直接、市町村長に初動対応を中心とした危機管理の要諦について情報提供をしていく。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- ・適切な避難情報の発令や住民の速やかな避難行動につながるよう、気象情報の観測、予測精度のさらなる向上及び避難対策への技術的支援
- ・地域の気象と防災に精通する者として国土交通省より委嘱する「気象防災アドバイザー」について、自治体における防災業務で活用できるよう、より一層の制度周知及び人材の確保。

各都道府県で共有すべき教訓

- ・災害対応の経験が少ない市町村においては、発災直後に報道機関や一般住民からの問い合わせ等が殺到し、必要な情報が整理されず、混乱が生じる傾向があるため、職員の初動対応能力の向上を図り、この混乱を避けるような体制整備が必要。

あわせて、市町村長と県防災部局との災害時ホットラインを活用するなど、より一層の連携強化が必要。

関係資料・データ

○顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）

令和3年7月7日 5時9分（島根県東部）

令和3年8月9日10時39分（隠岐地方）

○江の川下流氾濫発生情報

令和3年8月14日 14時00分：江津市桜江町田津、邑智郡美郷町港

令和3年8月14日 15時30分：邑智郡川本町谷

令和3年8月14日 15時50分：江津市川平町南川上

令和3年8月14日 16時10分：江津市大貫町

令和3年8月14日 18時10分：江津市松川町長良

○土砂災害警戒情報（台風第9号関係 12市町村）

令和3年8月9日 4時40分：隠岐の島町

令和3年8月9日 4時55分：浜田市、邑南町

令和3年8月9日 5時55分：江津市、川本町、海士町、西ノ島町

令和3年8月9日 6時20分：美郷町

令和3年8月9日 6時55分：益田市、大田市

令和3年8月9日 7時50分：出雲市

令和3年8月9日 8時5分：知夫村

○自衛隊への災害派遣

令和3年7月6日からの大雨

派遣場所：出雲市猪目町（いのめ）地内

要請日時：令和3年7月7日（水）18時20分

撤収日時：令和3年7月8日（木）13時30分

○災害救助法の適用

令和3年7月1日からの大雨

松江市、出雲市（災害救助法適用日：令和3年7月7日）

安来市、雲南市（災害救助法適用日：令和3年7月12日）

令和3年8月11日からの大雨

江津市（災害救助法適用日：令和3年8月12日）

川本町、美郷町（災害救助法適用日：令和3年8月13日）

課題：県と市町の危機管理体制の充実強化

被害の状況や動き

○ 雨量

(1) 累加雨量上位点 (8月11日21時～8月25日15時)

市町	観測局名	累加雨量 [mm]
広島市安佐南区	祇園山本	793.0

(2) 時間雨量上位地点 (8月11日21時～8月25日15時)

市町	観測局名	時間雨量 [mm/h]	観測日時
安芸高田市	土師(国)	75.0	2021年8月13日9:00

○ 被害状況

(1) 人的被害

死者 3名

軽傷 1名

(2) 住家被害

全壊 11棟

半壊 71棟

一部損壊 51棟

床上浸水 119棟

床下浸水 349棟

○ 避難の状況

(1) 避難指示等の発令状況

区分	市町
緊急安全確保	広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 北広島町 4市町
避難指示	全23市町
高齢者等避難	全23市町

(2) 避難者数 (最大)

4,600人

都道府県で講じた(講じてきた)対応

- 平成30年7月豪雨に関する県民の避難行動の調査・分析結果を踏まえ、あらかじめ自分と家族の避難先や避難のタイミングを決めておく、マイ・タイムラインの普及や自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築を加速させる取組など、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を展開しているところ。

- 災害時に警察や防災関係者が現場で収集した情報や SNS 上の被害情報等を速やかに収集・集約・共有を図り、迅速な初動対応を実施できるよう、令和2年度から防災チャットボット及び SNS 投稿解析サービスを導入し、活用してきた。
- また、災害時に関係者が常に最新情報を共有し、素早く意思決定ができるよう、令和2年度にオペレーションルームを整備し、令和3年度の出水期前までに、導入したマルチディスプレイ、Web 会議システム等のデジタル機器を活用した災害図上訓練や研修を実施してきた。
- 今回の大雨では、8月12日の災害対策本部の設置時から、WEB 会議システムを常時、県・市町・気象台で接続し、今後の気象予測について定期的に情報共有を行うとともに、雨量や土砂災害危険度、河川水位超過状況などの状況変化を逐次、対象市町に伝達し、基準値に近づいた場合には、速やかに避難情報の発令ができるよう、随時、助言・指導を行った。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 土石流の発生前に立ち退き避難が行われ、人的被害を免れるなど、県民の防災意識の高まりを示すケースが確認された一方で、避難者数は依然として少ない状況にあることから、引き続き、県民の避難行動を促進するための取組を推進する必要がある。
- これまで、被害情報の収集は市町からの聞き取りを中心に実施していたため、大規模災害の発生時には発災当初に被害の全体像を把握することが困難となることがあったが、今回、防災チャットボットや SNS 投稿解析サービス等から情報を入手することで被害情報を迅速に県が把握し、市町や庁内関係局へ情報提供できるようになり、より迅速かつ詳細な情報把握や災害対応策を議論できるようになった。
- また、災害時の県と市町の連絡は電話がメインで、人役と時間を費やしていたが、オペレーションルームを整備し、WEB 会議システムを常時市町と接続する等の取組を行ったことにより、県・市ともに、情報共有の迅速化・円滑化が図られ、本来行うべき住民の生命・財産を守るための災害対応にリソースをかけられるようになり、初動対応力の強化につながった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 今後も、マイ・タイムラインの普及や自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築を加速させる取組など、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を強力に展開していく。
- 引き続き、導入したデジタル機器や新たな被害情報収集ツールを活用し、被害情報の迅速な把握と市町や関係機関での共有に努める。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 国においては、全国知事会からの「防災におけるDXの推進に係る提言」も踏まえ、自治体におけるDXやAIを始めとしたデジタル技術の活用促進による国全体の防災体制の強化をお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 被害情報の迅速な把握と市町や関係機関での共有のため、マルチディスプレイ、Web会議システム等のデジタル機器や、被害情報収集ツール等、デジタル技術の活用を行うことが有効である。

関係資料・データ

- 特になし

課題〇：激甚化・頻発化する水害への対応

被害の状況や動き

〇令和3年豪雨の被害等の状況

(7月豪雨)

県南部を中心に局地的に時間雨量60mm、累積雨量300mmを超える大雨となり、家屋浸水(床上92戸、床下688戸)やJR在来線の運休や一般国道2号の通行止め等、社会的に大きな影響を及ぼした。

河川の被災状況としては、16河川21区間で氾濫危険水位を超過し、2河川(沼田川水系天井川、入野川)において堤防が決壊するなど、越水や溢水、内水氾濫等により甚大な浸水被害及び護岸等の河川管理施設被害が発生した。

(8月豪雨)

県北部を中心に局地的に時間雨量60mm、累積雨量600mmを超える大雨となり、家屋浸水(床上116戸、床下340戸)やJR在来線の運休、高速道路の通行止めのほか、停電・断水も発生するなど、社会的に大きな影響を及ぼした。

河川の被災状況としては、27河川31区間で氾濫危険水位を超過し、江の川水系多治比川において2箇所堤防が決壊するなど、越水や溢水、内水氾濫等により甚大な浸水被害及び護岸等の河川管理施設被害が発生した。

都道府県で講じた(講じてきた)対応

〇効果的な事前防災

平成30年7月豪雨災害を踏まえ、全ての県管理河川において水害リスクを評価し、その結果に基づき優先度評価を行い、効果的な河川整備及び堆積土等除去を行うための5か年計画を策定し、事前防災ハード対策を進めている。

〇きめ細かな河川防災情報の提供

危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を拡充し、近年浸水被害が発生した河川や、人口・資産が集積している河川等について、水位状況や洪水の切迫度を伝え、避難判断に資する防災情報の充実を図っている。

検証結果(効果的な取組と課題)

〇効果的な取組

- ・平成30年7月豪雨を受け実施した、一連区間における堆積土砂の除去により、その後の出水時には水位が低下するなど、一定の整備効果が見られた。
- ・設置を拡充してきた危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラによる防災情報は、洪水の危険度を把握するための材料として活用され、避難判断にも一定程度寄与していると考えられる。
- ・水害リスク空白地帯を解消するため、全ての県管理河川における洪水浸水想定区域図を作成し、国及び県において既に作成されていた主要な河川における洪水浸水想定区域図と合わせて「洪水リスクマップ」を作成し公表した。

○課題

- ・気候変動により豪雨等が激甚化・頻発化する中、県が管理する中小河川の治水安全度は十分とは言えず、河川の氾濫により浸水被害が頻発している。
- ・雨量・水位等の防災情報や、一部の河川で運用している洪水予測を高度化し、洪水の危険度をよりピンポイントでわかりやすく伝え、避難判断の目安としてもらう必要がある。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○事前防災ハード対策の加速

近年洪水により浸水被害が発生した河川における再度災害防止対策とともに、効果的な事前防災対策を加速する必要がある。

○流域治水の強力な推進

県管理河川の整備水準が未だに低い水準にある中、ハード対策には多大なコストと長期間を要することから、豪雨等の激甚化・頻発化に少しでも早く対応するためには、河川整備だけでなく、流域全体のあらゆる関係者による治水対策を行う「流域治水」を早期に実践する必要がある。

○効果的な堆積土砂の除去

出水毎に変化する河道への土砂の堆積状況を、デジタル技術の活用により的確に把握するとともに、堆積傾向を分析するなどし、背後地の人口・資産の集積状況も踏まえ、効果的に堆積土砂を除去し、流下能力確保に努める必要がある。

○よりきめ細かな防災情報の提供

デジタル技術を活用し、洪水予測の高度化を進めることにより、洪水の危険度をよりピンポイントにわかりやすく伝え、的確な避難行動につなげる必要がある。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○流域治水の推進における関係者との連携への支援

流域治水を推進するにあたって、河川・下水道・都市計画・農業・林野・危機管理等のあらゆる関係者がさまざまな治水対策に取り組む体制を構築するための各省庁への働きかけ・調整等を継続して行っていただきたい。

○流域治水の見える化の支援

各関係者が行うさまざまな対策を検討していくにあたり、その効果について定量的な評価手法の構築等を進めていただきたい。

○DXの推進への支援

リアルタイム・ピンポイントな河川防災情報の提供に向けた洪水予測の高度化や、膨大な管理延長である県管理河川の適切な状態把握に向けた河川管理の高度化などの取組に対し、技術的・財政的な支援をいただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

○流域治水の強力な推進

河川整備以外にも流域全体で雨水流出抑制対策や防災まちづくりを進めるなど、治水対策を総合的・多層的に進めていく「流域治水」を実践するために、その体制を早期に構築するとともに、まず関係者間でリスクを共有するためのリスク評価を行い、リスク分担の調整を進めていく必要がある。

○DXの推進による洪水予測の高度化・効果的な堆積土砂の除去

デジタル技術を活用して、より安価な水位計や河川監視カメラを設置拡充するとともに、ドローン等により河道データを定期的を取得することにより、洪水予測の高度化を進め、洪水の危険度をピンポイントに高精度に伝えていく必要がある。

また、ドローン等により全ての県管理河川における河道データ等を定期的かつ出水後のタイムリーな把握により、効果的な堆積土砂の除去を進める必要がある。

関係資料・データ

課題○：山地災害の調査・報告について

被害の状況や動き

○災害が多岐にわたり発生した市町において、市町職員が住民対応に追われる中で、山地災害情報を県と共有するのが困難だった。（8月豪雨における山地災害:155箇所）

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県において、電話聞取りや航空写真等により災害の発生を確認したうえで現地調査を実施し、市町と災害状況を共有した。

検証結果（効果的な取組と課題）

○災害報告を待つことなく、県が現地調査を実施したことにより、対策工の検討など早期に実施することができた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○同時に多くの分野の災害が発生した場合、山地災害情報は遅れる場合があるため、市町で山地災害の情報について把握が困難な場合は、県と連携し災害地の把握をする必要がある。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○林野庁から衛星写真等の提供を受け、災害情報と併せて災害地の把握に活用することができた。引き続き、災害時の情報提供をお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

○災害が同時多発的に発生した場合、災害地の把握が困難となるため、市町との担当者会議等で、非常時の県との連携について共有しておく必要がある。

関係資料・データ

特になし

課題：災害リスクに備えた農業用ハウスの広域移転

被害の状況や動き

- 本県では、平成29年の九州北部豪雨災害以降、連続して豪雨災害が発生した。特に県南部に位置する久留米地域は繰返し被災しており、令和3年8月大雨においても農業用ハウス施設などの浸水被害が発生した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 県では、浸水被害の軽減を図るため、浸水防止壁や排水ポンプの整備への支援に加え、令和2年7月豪雨災害を契機に、浸水リスクの低いエリアへのハウス移転に必要な経費についても支援している。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 園芸農家は、ハウス移転先として、まとまった農地を探しているが、個人での農地探索は居住市町村内など狭い範囲に限られ、農地確保に苦慮している。
- そのため、県では、農地中間管理機構を活用し、市町村の枠を越えた広域的な利用調整や、農地の確保・斡旋の取組を開始した。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 令和2年7月豪雨での被災を受け、国に対し要望を行ってきたこともあり、令和4年度から農村地域防災減災事業が拡充され、排水施設整備と組み合わせて行うハウス移転が補助対象となった。

各都道府県で共有すべき教訓

関係資料・データ



ハウスの冠水状況（久留米市北野町）



冠水した小松菜（久留米市北野町）

令和3年8月大雨による農業関係の被害額

区分		被害金額	備 考 ※()は主な被害発生地
農 業	農作物	約 23 億 9 千万円	3,166 ha （久留米市・柳川市・みやま市ほか）
	温室等栽培施設	約 4 億 6 千万円	ハウス施設等 11件 付帯施設・機械等 718件 （久留米市・みやま市・小郡市ほか）
	農協等共同利用施設	約 0.2 千万円	2 箇所（柳川市）
	農地・農業用施設	約 29 億 3 千万円	609 箇所（嘉麻市・八女市・飯塚市ほか）
	畜産関係施設等	約 2 千万円	14 箇所（久留米市・柳川市・飯塚市ほか）
	鳥獣対策施設	約 0.03 千万円	5 箇所（八女市・嘉麻市・朝倉市ほか）
	小計	約 58 億 0 千万円	

課題1：内水氾濫への対策

被害の状況や動き

【気象・大雨の概要】

- 佐賀県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100ミリを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表された。1日当たりの降水量は、13日に鳥栖で332.5ミリ、14日に嬉野で439.5ミリ、唐津264.0ミリで観測史上1位の値を更新した。この大雨で、8月11日から19日24時までの期間降水量は、嬉野、白石、佐賀では8月の平年の降水量の4倍、その他多くの観測点でも3倍となった。

【大雨特別警報の発表状況】

- 14日02時15分 2市 (武雄市、嬉野市)
 03時30分 2市3町 (多久市、小城市、大町町、江北町、白石町)
 05時05分 1市 (鹿島市)
 05時40分 1市 (佐賀市)
 06時30分 2市2町 (鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町)
 13時35分 1町 (みやき町)
 14時50分 1市1町 (唐津市、玄海町) 合計16市町/20市町

【被害の概要】

- 県内各地で土砂災害や内水氾濫等が発生し、県西部を中心に、家屋の浸水や倒壊、公共土木施設等に甚大な被害が発生した。
- <主な被害状況(令和4年2月19日時点)>
- ・人的被害(軽傷者4人)
 - ・住家被害(全壊5棟、大規模半壊65棟、半壊1,019棟、一部破損19棟、床上浸水270棟、床下浸水2,045棟)

【参考】

令和元年8月26日から28日にかけて停滞した前線の影響により九州北部地方に線状降水帯が発生した。特に、28日午前4時前後には県内各地で1時間当たり100ミリの猛烈な雨が観測され、今回被害が大きかった地域とほぼ同じ地域で内水氾濫等の甚大な被害が生じた。

都道府県で講じた(講じてきた)対応

○県の対応状況

- ・ 11日11時33分 災害情報連絡室設置
- ・ 13日09時00分 災害警戒本部設置

- ・ 14日 02時 15分 災害対策本部設置
- ・ 14日 10時 45分 知事が陸上自衛隊西部方面混成団長に災害派遣要請
- ・ 14日 14時 00分 災害救助法の適用（武雄市、嬉野市、大町町）
- ・ 18日 16時 23分 災害対策本部から災害情報連絡室へ移行
- ・ 21日 17時 15分 災害情報連絡室を廃止

○知事から県民へのメッセージ発信

8月12日に知事臨時記者会見を開き、今後の大雨に備え、知事から県民に対し避難を呼びかけるメッセージを発信。

○佐賀地方気象台との連携

令和元年の8月豪雨災害の際に明け方に100ミリの降雨が予想されたため、その前日の夕方に佐賀地方気象台と県が共同で、市町に対し、夜間以降に備えた早めの避難情報発令を行うよう助言を行い、市町から役立ったとの声。

この経験を基に、今回も気象台と共同で、県内市町に対し、今後の雨の予想や避難情報発令のタイミング等に関する助言を実施した。

○佐賀県遊技業協同組合との協定に基づく自家用車の避難

これまでの災害を踏まえ、令和3年4月に水害による自家用車被害の軽減のため、地域住民の自家用車等の一時退避場所として、自家用車の水害により水没することが想定される時に県内のパチンコ店の立体駐車場を利用できるよう協定を締結。この協定に基づき、8月13日16時過ぎに、地域住民の自家用車等の避難場所として店舗立体駐車場の利用を開始。

○油の流出防止対策

令和元年の大雨では、近隣の鉄工所から油が流出し、その対応に大変苦慮したことを踏まえ、同鉄工所で止水板が設置されたことを受け、令和2年に県や消防などと連携した止水板の設置訓練の実施や関係機関との連絡体制の確認を行った。

検証結果（効果的な取組と課題）

【効果的な取組】

○佐賀地方気象台との連携

気象台と共同で避難情報発令のタイミング等の助言を行った全市町からは、「役に立った」との意見。

また、県対策本部会議を公開（配信）しているため、市町も冒頭の気象解説を始め、県の対策状況を視聴することができ、市町の災害対応に役立っているとの声。

○佐賀県遊技業協同組合との協定（自動車被害軽減）

武雄市では、令和元年8月の豪雨災害より浸水深が大きかったが、自家用車の浸水被害

は当時よりも減ったとの調査結果もあり、水害時の自家用車被害軽減に有効であることを認識。

○消防団のボート保有

大町町では、令和元年8月の豪雨災害の際に、消防団が保有するボートが少なかったため冠水した地域から住民を救助するのに時間を要したが、それを教訓にその後、国の補助金等を活用し、ボートの保有数を増やしていたため、今回は迅速な救助活動が実施でき、結果として70名を超す人命を救うことができた。

【課題】

○頻発する内水氾濫対策

当県は、特有の地形が持つ構造的問題から、元々内水氾濫の影響を受けやすい。また、近年の気候変動により、雨の降り方が変わってきており、内水氾濫が起りやすくなっている。(3年のうちに2度も大規模な内水氾濫が発生)このため、単なる原形復旧に留まらないこれまで以上の対策が必要。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○県として内水対策に一步踏み込み、リーダーシップを取りながら対策を進めていくため、内水対策プロジェクト（プロジェクトIF）を立ち上げた。

○当該プロジェクトでは、

- ・浸水状況の把握や住民等の避難を進める「人命等を守る」対策
- ・ダムや水田など流域全体の貯留能力を強化する「内水を貯める」対策
- ・排水と流下能力の強化を図る「内水を流す」対策

の大きな3つの柱で、国や市町等の関係機関と連携し、それぞれの立場で、できることから順次確実に進めていくこととしている。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○気象予報の精度向上と線状降水帯の予測

気象情報は災害対応の根幹となる情報であるため、予報精度の更なる向上をお願いしたい。

また、令和元年に引き続き、大きな被害の原因となった、線状降水帯の発生に関する予報が令和4年6月から開始されるが、当面は発生地区の予測範囲が「九州北部」など広い範囲での予報となるため、市町村単位での予報をお願いしたい。

○災害復旧費の拡充

同じ地域において、同じ被害が発生した場合には、抜本的対策も含めて災害復旧費の対

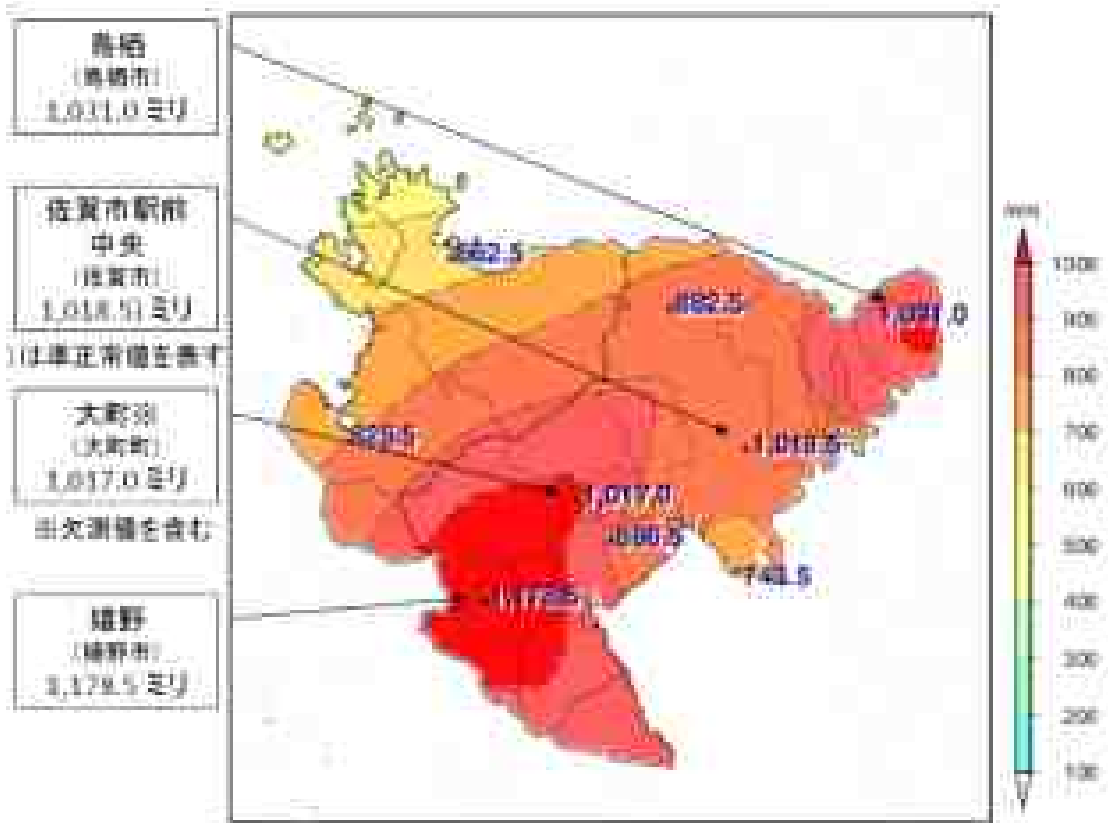
象としていただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

関係資料・データ

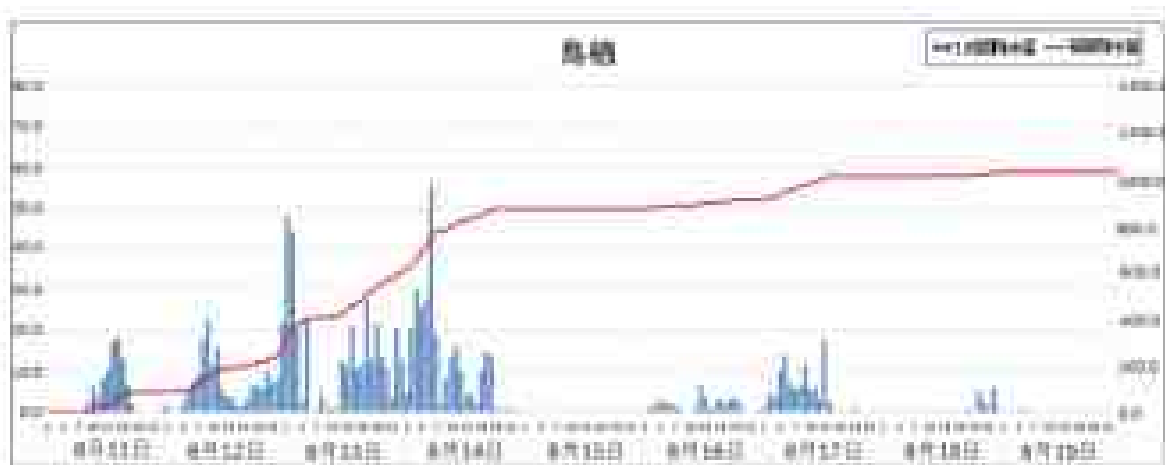
【資料1】

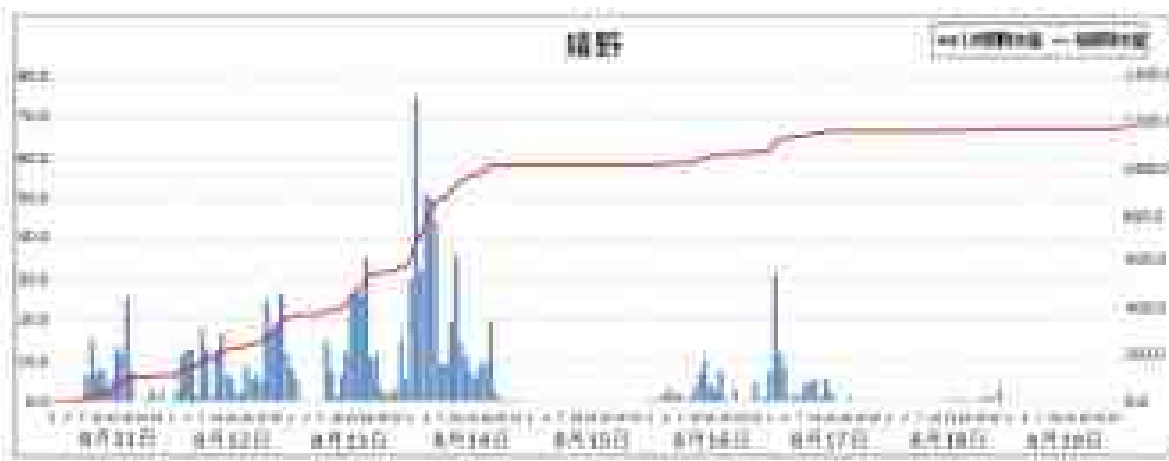
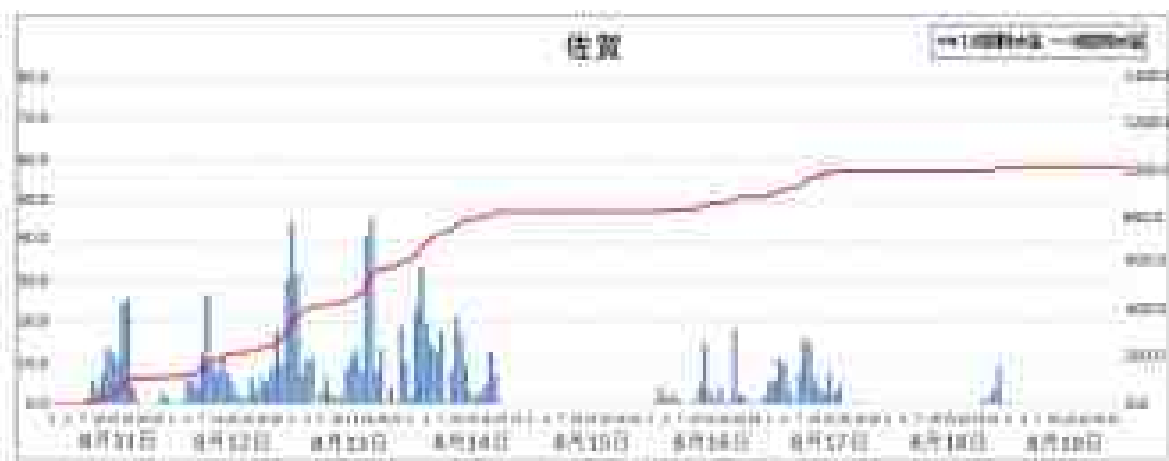
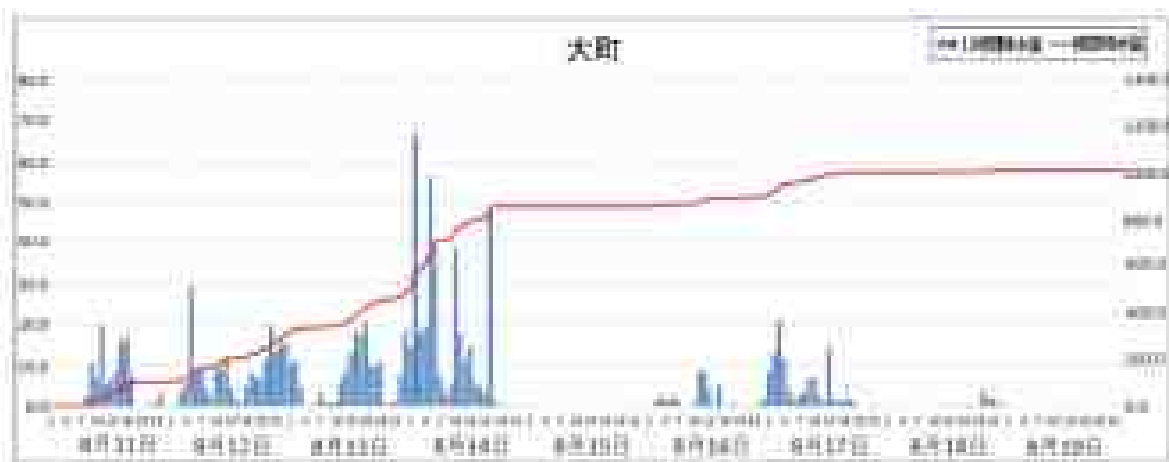
アメダス総降水量の分布図（8月11日00時～19日24時）（佐賀地方気象台提供）



【資料2】

アメダス降水量の時系列図（8月11日01時～19日24時）（佐賀地方気象台提供）





課題○：被害情報の収集、発信

被害の状況や動き

- 8月11日に本県内の市町に大雨警報が発表され、県災害警戒本部を設置。
8月14日に県内の6市町に対し大雨特別警報が発表され、県災害対策本部へ移行。
警戒本部の設置以降、市町より被害情報報告、県各部局での収集情報を県本部で集約。時間を決めて被害報として外部発信を行った。
- 総降水量が平年の8月ひと月分の4倍以上となる記録的な大雨となり、がけ崩れ等による人的被害、住家被害をはじめ、公共土木施設、農林業、水産業などに甚大な被害が生じた。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 大雨警報発表時より、气象台から提供された情報を元に災害対策本部へ速やかに移行できる体制を取っていた。
また、各市町に対して避難情報発令の助言等を適宜行い、被害情報についても、システムを通じて定時報告を行ってもらうよう依頼した。
- 県では、避難情報や被害情報を市町からシステムにより集約し、Lアラートや定期的な被害報により報道機関や県民へ発信するとともに、ホワイトボードや時系列表等により対策本部内での情報共有と適切な応急対応に努めた。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 本県の防災情報システムについて、以下のように多くの課題があることから、システムの改修により、各種情報の自動取得や情報集約の効率的な運用が必要と考えている。
- ・市町からの報告について、システムで確認できる端末が1台のみであり、災害が今回のように県内全域にまたがる場合、報告される情報量が多く、確認に時間を要した。
 - ・情報の集計やHP更新等を手作業で行う必要があり、情報集約や外部発表に時間を要する。
 - ・気象情報や河川水位情報などは各機関からの情報提供により把握していたことから、情報の迅速性に課題がある。
 - ・Lアラートにおいてレベル5情報に対応できず、手作業での発信が必要。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○令和4年度に現在の防災システムを再構築し、外部システムとの連携による各種情報の自動取得を活用し、地図情報での情報発信の迅速化、各市町からの報告集約の迅速化を目指す。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

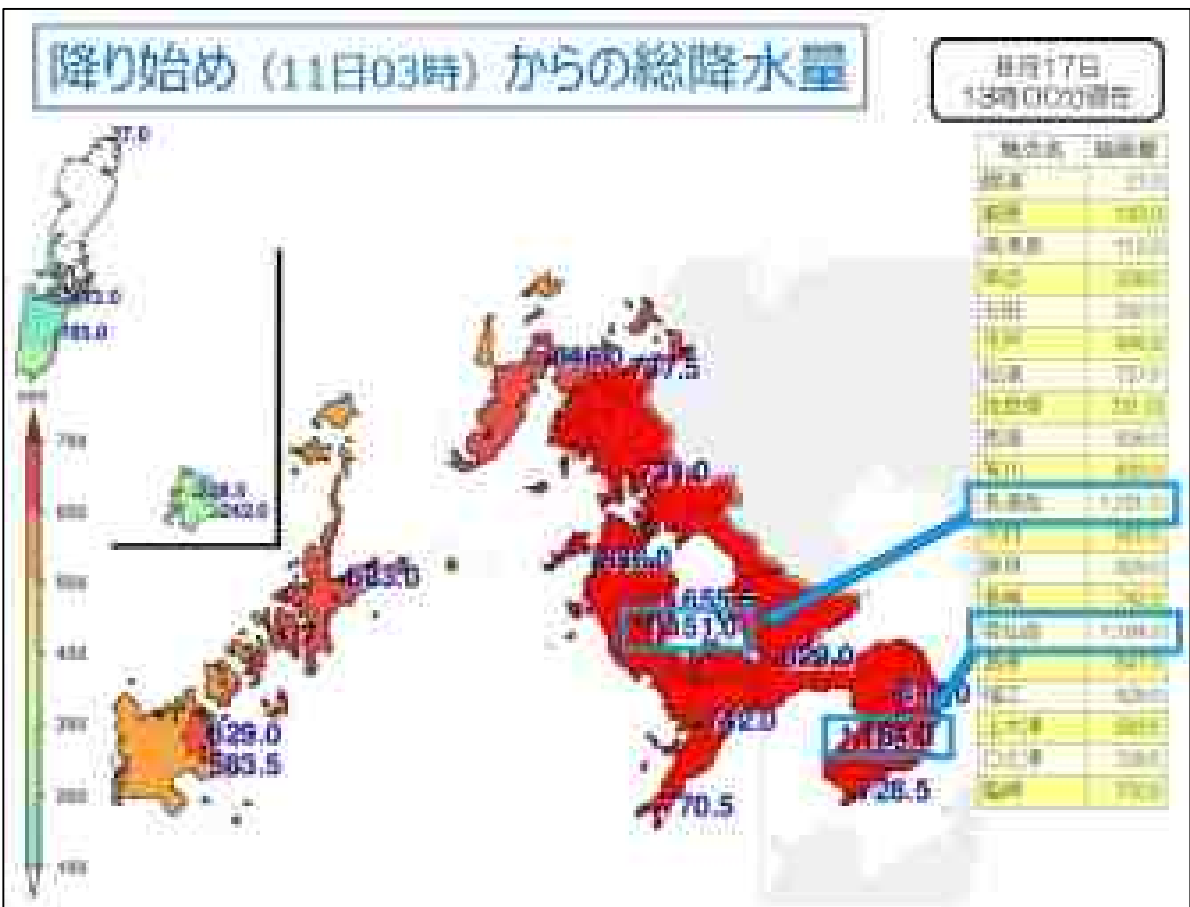
○システム構築に係る財政支援を国に求めたい。

各都道府県で共有すべき教訓

○災害が広域化している状況において、広域支援を実施する際の被災状況や道路状況の共有が求められると思われる。

関係資料・データ

○8月11日からの約1週間で、雲仙岳で総雨量 1,184mm を観測したのをはじめ、長浦岳では 1,151mm を観測し、8月降水量の平年値の4倍を超える雨量を観測した。



8月17日 14時まで

アメダス観測所	総雨量 (mm)	8月の月降水量 の平年値	8月平年値 との比較
雲仙岳	1,189.0	314.4	約3.8倍
長崎市長浦岳	1,152.0	277.5	約4.2倍
島原	851.5	207.4	約4.1倍
南島原市口之津	730.5	180.7	約4.0倍

○雲仙市小浜町におけるがけ崩れ現場。警察、消防、消防団、自衛隊等による懸命の捜索救助活動が行われた。【人的被害（雲仙市）：死者3人、重症者1人】



課題○：被災市町村等との情報の共有及び連携

被害の状況や動き

○被害状況

市町村	人的被害				住家被害						
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他
			重傷	軽傷							
	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
宮崎市						2	3	16	66		

○動き

- 9月16日（木）05:13 大雨（土砂災害）警報発表（宮崎市、日南市）
 11:25～ 宮崎市で住家の浸水被害等の情報が相次ぐ
 17:10 宮崎市が孤立世帯の確認を発表（土砂崩れが発生）
 9月17日（金）14:56 県内に発令されていた大雨警報が全て解除

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○警戒体制

- 9月16日（木）05:13 情報連絡本部 設置
 11:15 災害警戒本部 移行
 9月17日（金）14:56 情報連絡本部 移行
 9月18日（土）15:30 情報連絡本部 廃止

○リエゾン派遣

宮崎市の被害状況等の情報を迅速かつ正確に把握し、宮崎市との連携を図るためリエゾン派遣を実施。

- 9月16日（木）16:00 県から宮崎市にリエゾンを派遣（1名）
 23:10 県リエゾンの撤収

○気象説明会の開催

災害対応等の参考にするため、宮崎气象台による気象説明会をウェブで開催し、県内市町村もリモートで参加。

また、県警戒本部会議に气象台に参加いただき、今後の気象予報について説明をいただいた。

検証結果（効果的な取組と課題）

○効果的な取り組み

・気象台との連携

警報発令の事前情報や気象説明会の開催等により、今後の気象状況を踏まえた災害対応等について、検討することができ、また庁内関係各課と迅速な情報共有ができた。

・リエゾン派遣

リエゾン派遣により、被災市町村の情報を的確かつ迅速に入手、把握することができ、的確な災害対応の検討につながった。

○課題

・県の警戒体制の移行のタイミング

錯綜する被害情報の中で、どのタイミングで体制を強化するのが適切であったのか。

・リエゾン派遣

派遣職員と県本部との連携や事前の情報共有のあり方。
リエゾンが使用する資機材の確保。

・関係機関リエゾンとの連携

関係機関リエゾンとの情報共有や連携が不足していた。関係機関リエゾン等の有効な人材や能力の有効活用方法の検討。

・市町村の対策本部との連携

市町村対策本部の仕組みや業務内容、対応状況の理解が不足していた。被災時に市町村対策本部のこういった機能が滞るのか、支援の必要な業務が何なのか等を理解した上で、市町村からの被害情報の収集やリエゾン派遣を検討しなければならない。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○市町村支援体制の構築

・被災市町村へのリエゾン派遣のあり方の検討

⇒的確なタイミングでの派遣のための派遣基準の見直し

⇒正確な情報収集のため、派遣職員（体制）の見直し

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○リエゾン職員との密な連携

・対応資機材、人材、対応スキーム等の助言など、より密な連携

○ISUTなどの有効な支援チームやシステム等の情報提供

・的確かつ迅速な災害対応には、正確な情報収集が重要であるため、それを補完するような体制やシステム等の活用方法、研修等の開催

各都道府県で共有すべき教訓

- 正確な情報把握
- 被災市町村の支援体制の構築
- 気象台や国交省との密な連携、情報共有

関係資料・データ

課題○：避難情報の発令について

被害の状況や動き

- 7月8日から降り始めた雨は、9日夜遅くから10日昼前にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨となったことから、鹿児島地方気象台は、10日03時29分と07時39分に線状降水帯の発生を知らせる「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」を発表、また10日05時30分と06時15分には、大雨特別警報（浸水害・土砂災害）を発表した。
これらの記録的な大雨により、県内では、住家被害をはじめ、道路、河川、農地、農作物や農業施設などで、多大な被害が発生した。
- 大雨特別警報の発表状況
7月10日 05:30 4市町発表（出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町）
06:15 1町発表（湧水町）
- 大雨の状況
県内における8日から10日の3日間降水量は、さつま町の観測地点において7月の月降水量（平年値）に匹敵する大雨が降ったほか、24時間、12時間及び6時間降水量が観測史上1位を更新した。
また、さつま町及び薩摩川内市の観測地点で、1時間降水量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。
- 被害の状況
住家被害 248棟、非住家被害 22棟
- 県管理施設の主な被災状況
河川：403箇所、道路：244箇所

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 本県の対応状況
 - ・ 7月 9日 23:48 情報連絡体制
 - ・ 7月10日 01:30 災害警戒本部設置
 - ・ 05:30 災害対策本部設置
 - ・ 08:30 第1回災害対策本部会議開催
 - ・ 17:30 第2回災害対策本部会議開催
 - ・ 7月11日 12:00 災害対策本部から災害警戒本部へ移行
 - ・ 17:30 災害警戒本部を廃止
- 県総合防災システム等による市町村との情報共有（気象や避難情報等）を行った。

- 土砂災害警戒情報発表時の市町村への電話連絡及び避難指示発令への助言を行った。
- 7月10日に地方気象台による気象説明会を開催し、市町村へ気象説明会の映像配信を行った。
- J E T T（気象庁防災対応支援チーム）から得た情報により県の体制の検討や市町村への情報提供を実施した。
- 県内市町村に対し、令和3年7月の大雨における災害対応に関するアンケート調査を実施するとともに、市町村における今後の災害対応に資するよう取りまとめ結果を市町村へ提供した。
- 大きな被害を受けた薩摩川内市等5市町に災害救助法を適用し、各種の応急救助を実施した。
- 被災箇所については、県民生活に支障が生じないように、国の補助事業である災害関連事業を活用するなど、早期の復旧、再度の災害防止に向けた取組を行っている。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 効果的な取組
 - ・ 地方気象台とともに、気象説明会を開催し、市町村へ必要な気象情報の提供、早めの避難情報の発令や住民へHPやSNSによる情報伝達等大雨に対する防災対応の呼びかけを行った。
- 課題
 - ・ 市町村における防災気象情報の読み解きを支援する「気象防災研修会」や、避難指示や避難誘導等のあり方を学ぶ「市町村防災力強化専門研修」を実施してきたところであるが、大雨特別警報や土砂災害警戒情報の発表に対する避難情報の発令対応が不十分な事例があったことから、気象情報の発表内容の重要性や早めの避難情報発令について十分な認識を図る必要がある。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 県内市町村危機管理・防災担当部局の職員を対象に、防災気象情報の読み解きを支援し、大雨や台風接近時においてより効果的な防災気象情報の活用を可能にすることを目的として鹿児島地方気象台との共催で、県内各地域で実施してきた「気象防災研修会」を引き続き実施する。
- 夜間に大雨が予想される場合は、夜間避難時の被災を回避するため、避難指示等について気象情報を十分に検討して早期の発令を行うよう引き続き市町村へ助言を行っていく。
 また、避難指示発令前の自主避難についても検討するよう住民に改めて周知し、避難所の早期開設を行うよう市町村へ助言を行う。

- 併せて、住民が自らの判断で、避難行動を行うことができるよう、広く住民に防災意識の高揚や防災知識の普及啓発に努めるよう機会を捉えて、引き続き市町村へ助言を行っていく。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 国においては、避難行動を促す防災の理解力を向上させるための普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」を行ってきたところであるが、令和3年5月の法改正を踏まえ、引き続き、5段階の警戒レベルの理解促進に係る支援、より効果的な気象情報や避難情報の伝達方法、住民の避難意識を高めるためテレビCM等による広報の強化などを検討していただきたい。

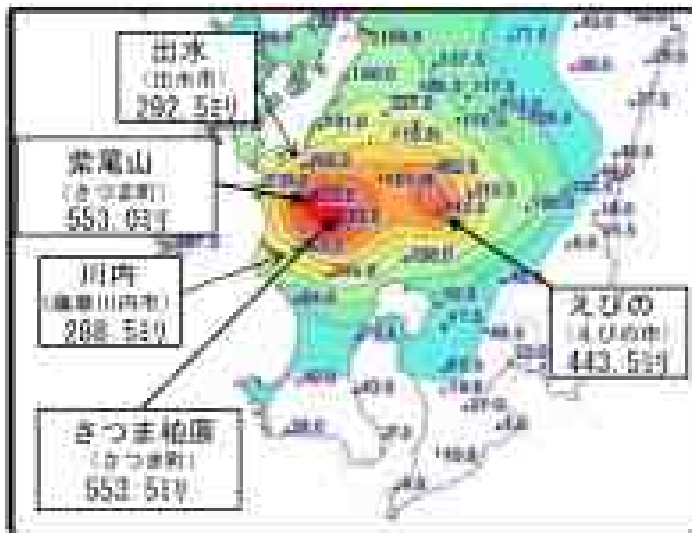
各都道府県で共有すべき教訓

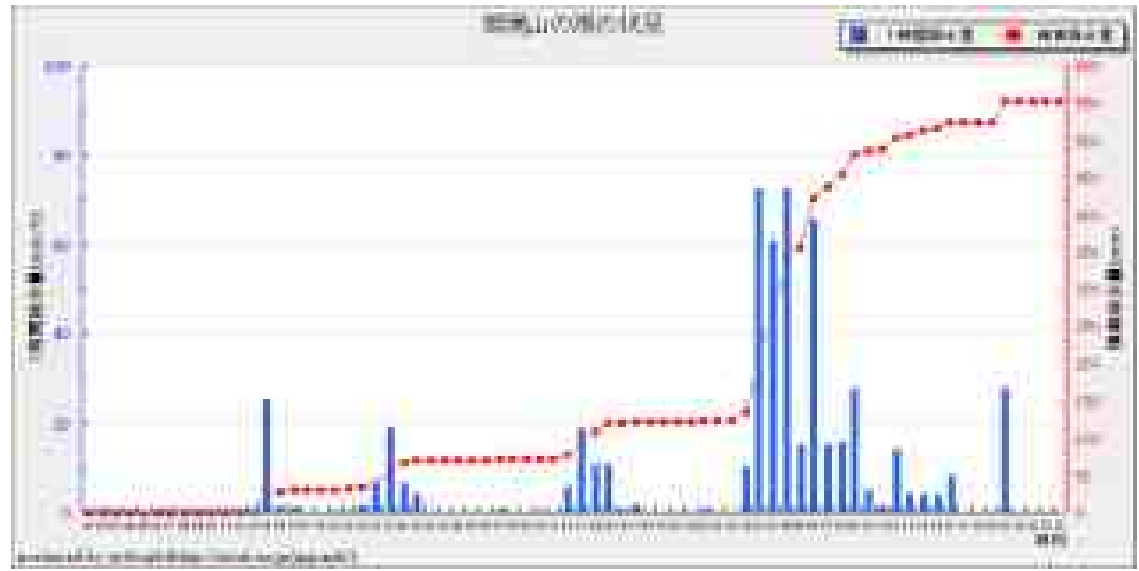
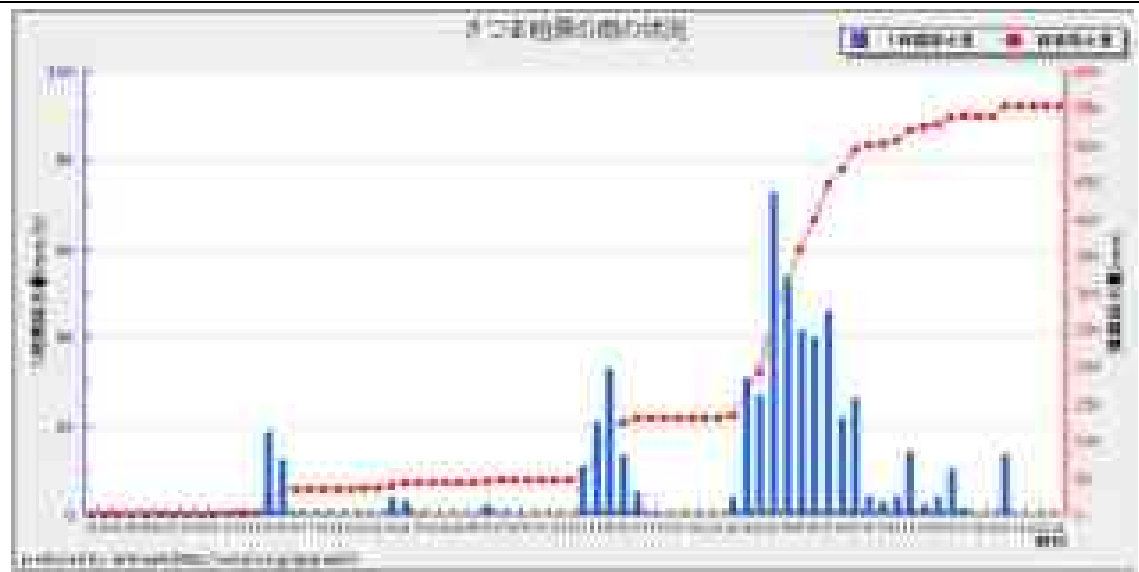
- 住民一人一人の、適切な避難行動に当たっては、市町村の行う適時的確な避難指示等の発令が必要不可欠であることから、市町村の発令判断に必要な防災気象情報の提供や助言などにより適切な支援を行うことが重要である。

関係資料・データ

令和3年7月大雨

アメダス総降水量の分布図（7月8日～10日）





課題○：激甚化する水害・土砂災害への対応

被害の状況や動き

○ 令和3年7月9日からの大雨に伴い、出水市、薩摩川内市、伊佐市、さつま町、湧水町において、大雨特別警報が発令された。

【被害状況】

- ・ さつま町や伊佐市で日雨量 500mm を超え、川内川流域では、県が管理する支川において河川が氾濫し、多数の被害が発生。その他、各地で内水氾濫も多数発生。
- ・ 当県内5市町において20件（がけ崩れ18件、土石流等2件）の土砂災害が発生し、10戸に及ぶ家屋被害が発生
- ・ 県管理道路において、20箇所の全面通行止めが発生
- ・ 一部破損 2戸，床上浸水 77戸

都道府県で講じた（講じてきた）対応

【事前防災（講じてきた対応）】

- ・ 川内川においては、平成18年7月に発生した県北部豪雨災害を契機に、激特事業や鶴田ダム再開発による洪水調節容量の増強、また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による河道掘削等を実施し、流下能力の向上を図った。
- ・ 米之津川においては、平成18年7月に発生した県北部豪雨災害を契機に、激特事業を導入し、河道拡幅を行い、流下能力の向上を図った。
- ・ 平成5年8月6日の豪雨災害（以下「8.6水害」という。）を契機に、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等による砂防関係施設の整備を必要性の高い約900箇所で重点的に実施した（施設設置箇所：871箇所→1,798箇所。整備率20%→36%）
- ・ 河川砂防情報システムを活用した雨量・水位情報や土砂災害発生の危険性等の防災情報の速やかな提供などによる市町村の警戒避難体制の整備促進を図った。

【令和3年7月9日からの大雨を受けて講じた対応】

- ・ 被災箇所について、速やかに災害復旧事業を活用するなど、早期復旧、再度災害防止に全力を上げて取り組んでいる。

検証結果（効果的な取組と課題）

【効果的な取組】

- ・ 令和3年7月9日からの大雨では、平成18年7月に発生した県北部豪雨災害に匹敵する降雨が観測されたが、川内川流域では、防災・減災、国土強靱化事業と鶴田ダム再開発による洪水調節容量の増強等により川内川の被害が大幅に軽減された。また、出水市の米之津川においても、水位が低減され、浸水被害は発生しなかった。
- ・ 砂防関係では、8.6水害を契機とした砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業等による重点的な施設整備により、8.6水害を上回る雨量であったが、土砂災害を原因とする全半壊の被災家屋数は大幅に減少した。

【課題】

- ・ 令和3年7月9日からの大雨においては、これまでの防災対策の効果が十分発揮された箇所もあるが、気候変動の影響により激甚化・頻発化する洪水・土砂災害等に対して、更なる対策が必要となっている。
- ・ あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の推進など、ハード・ソフト対策を併せた総合的な対策が必要である。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- ・ 事前防災対策については、人命を守ることにつながるほか、被災者の生活再建等に係る負担や社会経済活動への影響を軽減できることから、取組の更なる深化・加速化を図る。
- ・ 砂防関係施設について、人家5戸以上等を保全する要整備箇所の整備率は、令和元年度末現在で約36%と低い状況にあることから、さらなる整備促進を図る。
- ・ 市町村の防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、洪水浸水想定区域の指定や市町村が行う洪水ハザードマップの作成支援等を行う。
- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針の変更に伴い、高精度な地形情報等を用いた再抽出により新たに抽出された土砂災害のおそれのある人家立地箇所を対象に基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の早期指定に努めるなど、市町村と連携して、土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化する。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するため、所要の事業費を確保するとともに、対策の更なる加速化を図るため、新規事業化に係る調査費についても対象としていただきたい。
- ・ 土砂災害の災害関連事業や通常事業の採択基準について、保全人家戸数の要件などを緩和し、採択要件に満たない箇所においても迅速な再度災害防止対応が可能となるよう御配慮いただきたい。
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定促進に向け、基礎調査に必要な事業費を確保するとともに、交付金の交付率の嵩上げ及び起債充当を認めていただきたい。
- ・ 「流域治水」の推進に向け、一級水系における流域治水プロジェクトで得られた知見を踏まえ、二級水系における流域治水プロジェクトの実践や評価、フォローアップの方法等について、必要な御助言をいただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- ・ これまでの対策の効果が十分発揮された箇所もあり、改めて事前防災の重要性を再認識したことから、取組の更なる深化・加速化を図る必要がある。
- ・ 施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で水害リスクを共有し、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」を早急に推進する必要がある。

関係資料・データ